



「続く」を支える。

ヤマタネ

第 127 回

定時株主総会招集ご通知

目次

第 127 回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第 1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第 2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件
- 第 3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件
- 第 4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

開催日時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL&CONFERENCE

証券コード：9305

理念体系

PHILOSOPHY 〈企業理念〉

信は万事の本を為す

この言葉はヤマタネグループの創業者である山崎種二が「人の信用を得ることがすべての基本」との想いから信奉していたものであり、現在ではヤマタネグループの企業理念となっています。いかなる時代になろうとも、人と人との関係、仕事先との関係、そして国際外交の原則など、「信は万事の本を為す」は、あらゆる面で通じる言葉です。創業以来の企業理念を誠実に守りながら、新しい時代が求める企業へ、新しいステージへと、ヤマタネは常に、着実に階段を昇り続けてまいります。

VALUES 〈大切にしている価値観〉

「挑戦を楽しむ」「チームの力を信じる」「“ありがとう”を繋げる」

グループすべての役職員は、「変化を楽しみチャレンジすること」「チームメンバーを理解しリスペクトすること」「関わる全ての人々と自分を大切に“ありがとう”の輪を繋げること」3つの価値観を大切にします。

PURPOSE 〈存在意義〉

多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す

当社グループの存在意義は、社員に果敢な行動を起こす勇気を与え、事業活動を通じて豊かな社会の実現に貢献することにあります。創業者の山崎種二が15歳で上京して、丁稚奉公から身を起し、事業だけでなく学術文化を通じて社会に貢献した志と精神を大切にして、多様な人財が手と手を取り合い、一体となってステークホルダーの期待に応え、価値を提供してまいります。

コーポレートメッセージ

「続く」を支える。

いままでずっと、続いてきた。これからもずっと、続いていく。「続く」こと、それは当たり前に見えるかもしれませんが、私たちは知っています。続けることの難しさを。その裏にある“想い”を。だから、私たちは今日のお客様のご依頼に応え、明日の理想を共に考えます。お客様が企業としての成長を目指し、安心して事業を続けられるように、そして、社会に実りが少しでも増え続けるように。私たちはいかなる時もパートナーとして、信頼の絆を深め、プロフェッショナルとして、常に最適な“解”を提供し続けます。それこそがヤマタネの存在意義であり、期待され、求められる、私たちのあり方です。お客様と社会と共に一歩、前へ、先へ、まっすぐに歩み続けます。ヤマタネは、あなたの「続く」を支えます。

(証券コード 9305)

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

東京都江東区越中島一丁目2番21号

株式会社ヤマタネ

代表取締役社長 河原田 岩夫

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第127回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.yamatane.co.jp/ir/stock/shareholders/>)



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東証ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（ヤマタネ）又は証券コード（9305）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいよう、お願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使のご案内」をご参照の上、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第127期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第127期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

4. 議決権行使のお取扱い

- (1) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
- (2) インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- (3) インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が重複してなされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、双方が同日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。
- なお、監査等委員会及び会計監査人はこれらの事項も含めて監査を実施しております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
- ◎ ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっており、一部のページが抜けていますのでご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



■ 株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

代理人様により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人様として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2026年6月23日（火曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2026年6月22日（月曜日）午後5時30分まで



■ 「スマート行使[®]」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限 2026年6月22日（月曜日）午後5時30分まで

■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年6月22日（月曜日）午後5時30分まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

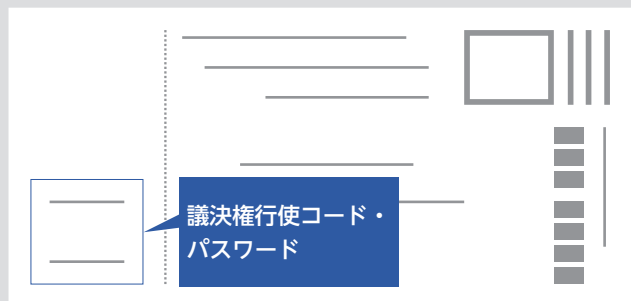
議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

スマートフォン又はタブレット端末を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。



パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス (次へすむをクリック)

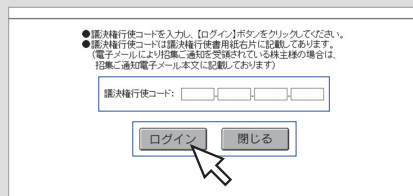
- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みください。ごいただける方は【次へすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。



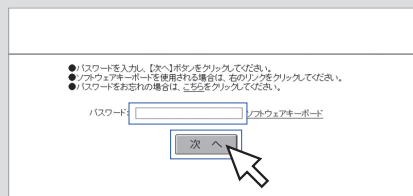
<その他のご案内>

- 招集ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはご自身をクリックしてください。
- 招集ご通知の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・廃止の中止を希望される方は、ご自身をクリックしてください。
- 住所変更や単元未満株式の買取請求などの用紙送付のご依頼はご自身をクリックしてください。

2 ログインする (議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」 を入力し「ログイン」をクリック)



3 パスワードの入力 (議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入 力し「次へ」をクリック)



4 以降は画面の入力案内に従って賛否 をご入力ください。

! ご注意事項

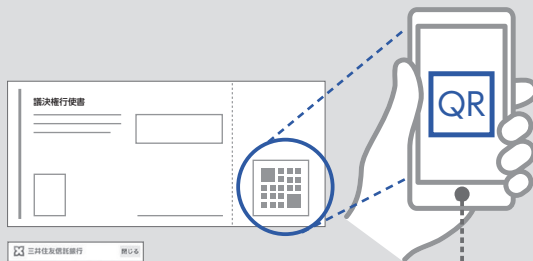
- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、双方が同日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。



「スマート行使[®]」による ご行使

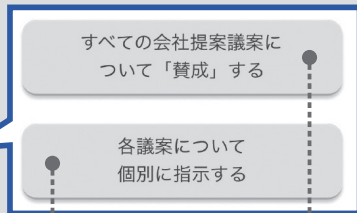
1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用
議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を
スマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



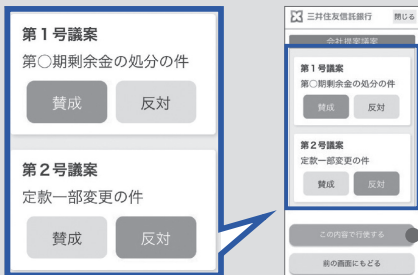
2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト
画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



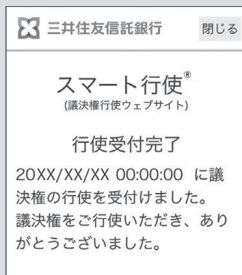
各議案について個別に指示する場合

3 画面の案内に従って各議案の賛否を ご入力ください



全ての会社提案議案について「賛成」する場合

4 確認画面で問題なければ 「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



【議決権再行使のお手続き方法について】

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、任意で設置された指名・報酬諮問委員会で見識、経験、能力等の要素から取締役として適任であるかどうかを審議されております。監査等委員会としては、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、指名手続きは適切に行われており、また、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名			当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	やまざき 山崎	もとひろ 元裕	再任	代表取締役会長	100% (14回/14回)
2	かわはらだ 河原田	いわお 岩夫	再任	代表取締役社長執行役員	100% (14回/14回)
3	みぞぐち 溝口	けんじ 健二	再任	取締役専務執行役員 コーポレート本部長	100% (14回/14回)
4	さくらだ 櫻田	たくま 琢磨	再任	取締役常務執行役員 物流カンパニー長	100% (10回/10回)
5	おか 岡	のぶひろ 伸浩	再任 社外 独立	取締役	100% (14回/14回)
6	いわみ 岩見	ひろゆき 博之	再任 社外 独立	取締役	100% (14回/14回)
7	いとう 伊藤	ともこ 朋子	再任 社外 独立	取締役	100% (14回/14回)
8	サミュエル・デビッド・スノディ		再任 社外 独立	取締役	93% (13回/14回)
9	まつ 松	のりお 典男	再任 社外 独立	取締役	100% (10回/10回)

社外 は社外取締役候補者を示します。

独立 は独立役員を示します。

候補者
番号

1

やまざき
山崎

もとひろ
元裕

(1963年4月9日生)

再任

取締役在任期間

28年

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式の数

947,524株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
1998年1月 当社食品本部長
1998年6月 当社取締役食品本部長
2003年6月 当社取締役
2005年10月 当社取締役物流本部関西支店長
2007年4月 当社取締役食品本部長
2008年4月 当社常務取締役食品本部長
2012年4月 当社常務取締役管理本部長
2012年6月 当社代表取締役専務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当
2013年4月 当社代表取締役社長
2021年6月 当社代表取締役社長 (兼執行役員)
2024年6月 当社代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

山崎元裕氏は、長年にわたり代表取締役社長として経営全般に携わり、現在は代表取締役会長を務めております。また、米穀卸売業界及び物流業界において対外的な活動も行っております。これらの経験と高い見識により経営全般に対する的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

かわはら だ
河原田

いわ お
岩夫

(1963年12月26日生)

再任

取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式の数

17,088株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
- 2008年 4月 同行四国法人営業部長
- 2011年 4月 同行東京中央法人営業第三部長
- 2013年 4月 同行名古屋法人営業第一部長
- 2015年 4月 同行執行役員九州法人営業本部長兼福岡法人営業部長
- 2017年 4月 同行執行役員大阪第一法人営業本部長兼中四国法人営業本部長
- 2018年 4月 同行常務執行役員
ホールセール部門副責任役員（西日本担当）
中四国法人営業本部長
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
常務執行役員 ホールセール事業部門事業部門長補佐
- 2019年 4月 同行専務執行役員
ホールセール部門副責任役員
コーポレートバンキング本部長
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
専務執行役員 ホールセール事業部門副事業部門長
- 2021年 4月 同行専務執行役員
プライベート・アドバイザー本部
トランザクション・ビジネス本部担当
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
専務執行役員 決済企画部担当
- 2022年 5月 当社副社長執行役員 経営企画担当
- 2024年 6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

河原田岩夫氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を有し、現在は代表取締役社長執行役員として当社の経営を担い、企業価値向上に取り組んでおります。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

3

みぞぐち
溝口

けんじ
健二

(1963年11月9日生)

再任

取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式の数

11,684株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2015年4月 当社管理本部経理部副部長
2016年4月 当社管理本部経理部長
2020年6月 当社取締役管理本部経理部長
2021年6月 当社上席執行役員管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当
2022年4月 当社上席執行役員経営企画部長 不動産事業部・文化事業部担当
2024年4月 当社常務執行役員経営企画部長 不動産事業部・文化事業部担当
2024年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 不動産事業部・文化事業部担当
2025年2月 当社取締役常務執行役員経営企画部長
2025年4月 当社取締役専務執行役員コーポレート本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

溝口健二氏は、物流、食品、経理及び管理部門を経験し、現在は取締役専務執行役員コーポレート本部長を務めております。業務執行に関する豊富な経験を活かし、経営全般に対する的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

さくらだ
櫻田

たくま
琢磨

(1968年4月20日生)

再任

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (10/10回)

所有する当社の株式の数

7,776株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2017年4月 当社物流本部関東支店営業部長
2019年4月 当社物流本部関西支店副支店長
2019年10月 当社物流本部関西支店長
2021年6月 当社執行役員物流本部関西支店長
2022年10月 当社執行役員物流本部関西支店長兼営業部長
2023年4月 当社上席執行役員物流本部関東支店長
株式会社ヤマタネロジワークス代表取締役社長
2024年3月 株式会社カルチャー・ジャパン取締役 (現任)
2024年4月 当社常務執行役員物流本部長兼関東支店長兼物流不動産部長
株式会社ヤマタネロジワークス代表取締役社長
2025年4月 当社常務執行役員物流カンパニー長
2025年6月 当社取締役常務執行役員物流カンパニー長 (現任)

<重要な兼職の状況>

株式会社カルチャー・ジャパン取締役

取締役候補者とした理由

櫻田琢磨氏は、物流部門を長く経験し、現在は取締役常務執行役員物流カンパニー長を務めております。業務執行に関する豊富な経験を活かし、経営全般に対する的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

おか
岡

のぶひろ

伸浩

(1963年4月5日生)

再任

社外

独立

取締役在任期間

11年

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式の数

14,105株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
梶谷綜合法律事務所入所
- 1997年4月 竹川・岡法律事務所設立
- 2004年10月 竹川・岡・吉野法律事務所設立
- 2012年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
- 2013年10月 岡綜合法律事務所設立（代表）（現任）
- 2015年6月 当社取締役（現任）
- 2019年3月 博士（法学・中央大学）
- 2023年4月 第一東京弁護士会副会長
- 2025年4月 日本弁護士連合会常務理事
- 2026年4月 第一東京弁護士会 会長（現任）
- 2026年4月 日本弁護士連合会 副会長（現任）

<重要な兼職の状況>

岡綜合法律事務所代表

花王グループカスタマーマーケティング株式会社監査役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岡伸浩氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監督及び助言やコーポレート・ガバナンスの向上のための助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者
番号

6

いわみ
岩見

ひろゆき
博之

(1954年4月7日生)

再任

社外

独立

取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式の数

1,521株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
1999年10月 同行日本橋法人第三部長
2002年6月 同行法人業務部外国業務推進室長
2002年12月 同行外国業務部長
2004年4月 同行ソウル支店長
2007年4月 同行執行役員 本店営業第三部長
2010年7月 同行常務執行役員 欧州本部長兼欧州三井住友銀行 社長
2013年8月 同行常務執行役員 欧州三井住友銀行 副会長
2014年8月 SMBC日興証券株式会社常務執行役員 事業法人・投資銀行副統轄
2015年1月 同社専務取締役 事業法人・投資銀行統轄
2017年7月 株式会社日本経済新聞社Special Executive Officer (役員)
グローバル事業 法人営業
2024年6月 当社取締役（現任）
2025年6月 株式会社ノジマ社外取締役（現任）
2025年12月 株式会社ストリート（旧トライステージ）社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

株式会社ノジマ社外取締役

株式会社ストリート（旧トライステージ）社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岩見博之氏は、金融機関で培った豊富な国際経験と経営に対する高い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

いとう
伊藤

ともこ
朋子

(1956年9月11日生)

再任

社外

独立

取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式の数

161株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 株式会社市況情報センター（現株式会社QUICK）入社
- 2001年3月 同社秘書室部長
- 2003年3月 同社社長室秘書部長
- 2005年4月 同社総務本部教育・研修部長
- 2010年3月 同社総務本部長補佐兼教育・研修部長
- 2011年3月 同社カスタマーサポート本部長
- 2013年3月 同社取締役カスタマーサポート本部長
- 2015年1月 同社取締役カスタマーサポート本部長
業務改革推進担当補佐
- 2016年3月 同社常務取締役カスタマーサポート本部長
業務改革推進担当補佐
- 2016年4月 同社常務取締役人財・総務・労務担当
業務改革推進担当補佐
- 2017年4月 同社常務取締役 StepUp推進統括
人財・総務・労務担当 業務改革推進担当補佐
- 2018年1月 同社常務取締役 StepUp推進統括
人財・総務・労務担当
- 2018年3月 同社常務取締役 人財・総務・労務、StepUp推進統括
- 2019年1月 同社常務取締役 ひとづくり・労務統括
- 2019年3月 同社専務取締役 ひとづくり・労務担当
- 2021年3月 同社顧問 人財担当
- 2024年6月 当社取締役（現任）
- 2025年6月 平和不動産株式会社社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

平和不動産株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

伊藤朋子氏は、労務や人事・人財開発に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

8

サミュエル・デビッド・スノディ (1968年1月20日生)

再任

社外

独立

取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

93% (13/14回)

所有する当社の株式の数

2,536株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 SG ウォーバーグ 東京保険アナリスト
1992年8月 ジャーディン・フレミング 東京金融アナリスト
1996年1月 ワンガーアセットマネジメント シカゴ・日本中小型株ファンドマネージャー
1998年2月 ソロス・ファンド・マネジメント 東京日本代表者
1999年6月 タイガーマネジメント合同会社 東京取締役社長
2000年7月 スピードウェル・アドバイザーズ株式会社 東京日本代表者
2005年12月 スピードウェル株式会社 東京代表取締役
2011年1月 Nezu Asia Capital Management LLC ニューヨーク業務執行社員
2024年1月 根津 アジア キャピタル リミテッド ファンドマネージャー (現任)
2024年6月 当社取締役 (現任)
2024年8月 リンクタイズホールディングス株式会社社外取締役 (現任)
2025年8月 YUIME株式会社社外取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>

根津 アジア キャピタル リミテッド ファンドマネージャー
リンクタイズホールディングス株式会社社外取締役
YUIME株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

サミュエル・デビッド・スノディ氏は、大手投資会社日本法人代表を歴任し、長年にわたる日本株投資に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

9

まつ
松

のりお
典男

(1961年2月8日生)

再任

社外

独立

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (10/10回)

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 伊藤忠商事株式会社入社
 2004年4月 同社大阪建設部長
 2006年4月 同社建設第一部長
 2009年4月 同社建設・不動産部門長代行
 兼建設第一部長兼建設・不動産部門ITOCHU DNA プロジェクト責任者
 2011年4月 同社建設・不動産部門長代行
 兼建設・不動産企画室長兼不動産・金融・保険・物流内部統制・情報化推進室
 兼特定業務担当(建設・不動産) コンプライアンス責任者
 2013年6月 イトーピアホーム株式会社出向 専務取締役社長補佐
 2014年6月 同社へ移籍 代表取締役社長
 2018年6月 伊藤忠都市開発株式会社へ移籍 顧問
 2018年6月 同社代表取締役社長(現任)
 2019年6月 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社取締役(現任)
 2025年6月 当社取締役(現任)
 <重要な兼職の状況>
 伊藤忠都市開発株式会社代表取締役社長
 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松典男氏は、大手商社等において培った不動産に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、事業会社の代表取締役社長として企業経営の経験も有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏、サミュエル・デビッド・スノディ氏及び松典男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡伸浩氏、岩見博之氏、松典男氏の兼職先である各会社と当社との間には特別の利害関係はありません。伊藤朋子氏は、当社の取引先である平和不動産株式会社社外取締役であり、当社は同社と取引関係はありますが、その取引額は売上高の0.1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。また、サミュエル・デビッド・スノディ氏が社外取締役を兼務するYUIME株式会社に対し、当社は株式を1%保有しておりますが、同社と当社との間には上記資本関係及び同氏の兼務を除き、記載すべき特別の利害関係はないことから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
4. 岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏、サミュエル・デビッド・スノディ氏及び松典男氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり再選された場合、引続き独立役員となる予定であります。
5. 岡伸浩氏は、2015年6月24日開催の第116回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって11年となります。岩見博之氏、伊藤朋子氏及びサミュエル・デビッド・スノディ氏は、2024年6月21日開催の第125回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって2年となります。松典男氏は、2025年6月20日開催の第126回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって1年となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏、サミュエル・デビッド・スノディ氏及び松典男氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しており、原案どおり再選された場合には、引続き本契約を締結する予定であります。
7. 当社は、当社及び完全子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2026年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年6月21日開催の当社第124回定時株主総会において、月額32百万円以内（うち社外取締役分6百万円。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社は、更なる企業価値向上に向けて、取締役がその役割と責務を十分に果たすことを促し、株主の皆様との価値共有を強化することを目的として、役員報酬制度を改定することとし、その一環として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役について、金銭報酬の業績連動部分（業績連動型金銭報酬）の金銭報酬全体に占める割合を引き上げ、その支給を事業年度後に一括して行うこととするとともに、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の水準を、昨今の経済情勢及び同規模企業群の報酬水準を踏まえて見直すことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額を、年額400百万円以内（うち社外取締役分77百万円以内）とさせていただきますと存じます。

当該限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役5名）であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、同様に9名（うち社外取締役5名）となります。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するように、事業報告45頁から46頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、株主総会参考書類23頁から25頁に記載のとおりに変更することを予定しております。

なお、本議案につきましては、任意で設置された指名・報酬諮問委員会において、役割と職責にふさわしい水準となっているか、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けとなっているかなどについて審議されております。監査等委員会としては、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、本議案の決定手続は適切に行われており、本議案の内容は妥当であると判断しております。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年6月21日開催の当社第124回定時株主総会において、月額32百万円以内（うち、社外取締役分6百万円。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）としてご承認をいただいておりますが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）となります。

また、2024年6月21日開催の当社第125回定時株主総会において、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を年額50百万円以内とすること及び各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を55,000株（2025年5月31日を基準日として当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことに伴う調整後は110,000株）とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、第4号議案の業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度が導入された場合における、譲渡制限付株式報酬制度を含む株式発行に係る希釈化率を考慮し、第4号議案のご承認を得られることを条件として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を年額20百万円以内とすること及び各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を37,000株とすることとして改定させていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するように、事業報告45頁から46頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、株主総会参考書類23頁から25頁に記載のとおりに変更することを予定しております。

なお、本議案につきましては、任意で設置された指名・報酬諮問委員会において、役割と職責にふさわしい水準となっているか、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けとなっているかなどについて審議されております。監査等委員会としては、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、本議案の決定手続は適切に行われており、本議案の内容は妥当であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役5名）であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役5名）となります。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年6月21日開催の当社第124回定時株主総会において、月額32百万円以内（うち、社外取締役分6百万円。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）としてご承認をいただいておりますが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）となります。

また、2024年6月21日開催の当社第125回定時株主総会において、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に対する一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）に関する報酬等の総額を年額50百万円以内とすること及び各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を55,000株（2025年5月31日を基準日として当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことに伴う調整後は110,000株）とすることにつき、ご承認をいただいておりますが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額は年額20百万円以内となり、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は37,000株となります。

今般、当社は、更なる企業価値向上に向けて、取締役がその役割と責務を十分に果たすことを促し、中長期の業績目標を達成するとともに、株主の皆様との株価変動のメリットとリスクの共有を更に進めるため、対象取締役に対し、予め定める一定期間（以下、「業績評価期間」という。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の譲渡制限付株式を交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を新たに導入することといたしたいと存じます。なお、本議案は、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとしします。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の各報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各業績評価期間につき120百万円を上限として設定いたしたいと存じます。ただし、業績評価期間は、複数の事業年度を対象とし、当該期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する方法を想定していることから、実質的には1事業年度あたり40百万円を超えない範囲での支給といたします。なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、1事業年度あたりに換

算した本制度に係る譲渡制限付株式の数の上限と、第3号議案が原案どおり承認可決された場合における譲渡制限付株式報酬制度につき各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限37,000株とを合算した数が、発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は0.5%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するように、事業報告45頁から46頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、株主総会参考書類23頁から25頁に記載のとおりに変更することを予定しております。

なお、本議案につきましては、任意で設置された指名・報酬諮問委員会において、役割と職責にふさわしい水準となっているか、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けとなっているかなどについて審議されております。監査等委員会としては、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、本議案の決定手続は適切に行われており、本議案の内容は妥当であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役5名）であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役5名）となります。

記

【本制度の概要】

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間の業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなります。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記4に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して、本制度に基づいて割り当てる株式の総数は、各業績評価期間につき219,000株を上限とします。ただし、業績評価期間は、複数の事業年度を対象とし、当該期間にわたる職務執行の対価に相当する数を一括して支給する方法を想定していることから、実質的には1事業年度あたり73,000株を超えない範囲での支給といたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業

日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができません。

3. 交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

- ①当社は、基準となる報酬額や業績目標達成度の算出方法を予め定め、対象取締役に對して、業績評価期間の業績目標達成度や、連続する3事業年度の期間（ただし、導入当初は2026年4月1日～2028年3月31日の連続する2事業年度の期間とします。）の勤務期間に応じて算定される報酬額の譲渡制限付株式を、業績評価期間終了後に交付します。
- ②業績評価期間中に、対象取締役が死亡その他正当な理由により当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役（死亡により退任又は退職した場合には当該対象取締役の承継者となる相続人）に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
一方、業績評価期間終了後、本制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が死亡その他正当な理由により当社及び当社子会社の取締役、執行役員、使用人並びに当社子会社の監査役のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役（死亡により退任又は退職した場合には当該対象取締役の承継者となる相続人）に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- ③業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象取締役が当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

一方、業績評価期間終了後、本制度に基づく株式交付の日より前に、組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、執行役員、使用人並びに当社子会社の監査役のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

- ④対象取締役が、業績評価期間中に死亡その他正当な理由によらず当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合、業績評価期間終了後、本制度に基づく株式交付の日より前に死亡その他正当な理由によらず当社及び当社子会社の取締役、執行役員、使用人並びに当社子会社の監査役のいずれの地位からも退任又は退職した場合、並びに一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定める。）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて譲渡制限付株式は交付されません。

4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、本制度に基づき当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役（以下、「割当対象者」という。）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといえます。

（1）譲渡制限期間

割当対象者は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役、執行役員、使用人並びに当社子会社の監査役のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員、使用人並びに当社子会社の監査役のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものとい

たします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、執行役員、使用人並びに当社子会社の監査役のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員及び一部の当社子会社の取締役に對しても、上記と同様の業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬を支給する予定です。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、以下のとおり、取締役報酬の決定方針を決定しております。

(1) 報酬制度の基本方針

取締役は、中長期の企業価値向上を推進していく上で、社員の活性化を図り、チャレンジ精神溢れる企業文化を醸成することが最も重要な役割であると認識し、パーパスの具現化に向けた中長期の方向性を示すとともに事業シナジーや資本効率も意識した成長目標を掲げ、適切

なりリスクテイクを行い、その達成の責任を負っております。報酬制度は、取締役がその役割と責務を最大限遂行することを動機づけするもので、従業員のエンゲージメントの向上や成長目標達成度に応じたインセンティブを支給し、パーパスの具現化により企業価値の向上に寄与する制度と位置付けております。

その基本的な考え方は以下のとおりとします。

- ①パーパスの具現化により企業価値の向上に寄与する制度とすること。
- ②当社の短期業績と中長期的な企業価値の向上との連動性を高め、取締役がその役割と責務を最大限遂行することを促す制度とすること。
- ③優秀な人財を確保・維持できる報酬水準とすること。
- ④当社の企業価値・株主価値との連動を意識した制度とすること。
- ⑤ステークホルダーへの説明責任を果たすことができる独立性・透明性・客観性を担保する制度とすること。

なお、当社は、上記基本方針の実効性を高める観点から、業績連動報酬に係る重要評価指標として、営業利益に加え、ROE、ROIC、従業員エンゲージメント等を設定します。

(2) 報酬の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき報酬総額の上限等を決定しております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会においてその報酬案を審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定します。各監査等委員である取締役の報酬額は、「役員報酬規程」において定める標準報酬を参考に監査等委員である取締役の協議により決定します。

(3) 報酬体系

①常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」において、非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみとし、業務執行取締役の報酬は、(i) 固定報酬、(ii) 短期インセンティブとしての業績連動型金銭報酬、(iii) 長期インセンティブとしての株式報酬の3種類とします。

(i) 固定報酬

代表給、監督給、執行給からなり、執行給は取締役の役位に応じて決定します。

(ii) 業績連動型金銭報酬

役位別に定める標準金額に単年度の財務指標（営業利益、ROIC）及び非財務指標（従業員エンゲージメント等）の達成度に連動した係数（上限200%～下限0%）を乗じて決定します。

(iii) 株式報酬

業績に連動しない譲渡制限付株式報酬（以下、「RS」という。）に加え、中期経営計画で策

定した財務指標（営業利益、ROE）及び非財務指標の達成度に連動して支給する業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下、「業績連動型RS」という。）とし、標準報酬支給時のRSと業績連動型RSの株式報酬における比率は1：1とします。RSは役位別に定める標準金額を報酬額とし、業績連動型RSは役位別に定める標準金額に各指標の達成度と連動した係数（上限200%～下限0%）を乗じて報酬額を決定します。なお、それぞれ支給する株式数は報酬額を時価（発行決議日前日の終値）で除したものとします。

	取締役報酬の構成比率			
	固定報酬	業績連動報酬		合計
		短期 インセンティブ	長期 インセンティブ	
代表取締役 社長執行役員	59.4%	25.0%	15.6%	100%
上記以外	62.4%～70.4%	18.5%～21.8%	11.1%～15.8%	

上記の表は、業績連動報酬の支給額について支給率100%である場合のモデルであり、構成比率は役位毎に異なり、業績評価に応じて割合も変動します。

②非常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」において定める報酬金額に基づき、会社への貢献度等を総合的に勘案し決定します。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しないものとします。

③監査等委員である取締役の報酬については、「役員報酬規程」において定める報酬金額を参考にして、監査等委員の協議によって決定します。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しないものとします。

（4）報酬支払時期

固定報酬は毎月支払うこととします。業績連動型金銭報酬は、年1回、事業年度終了後に評価確定後、1か月以内に支払うこととします。また、株式報酬のうち、RSについては年1回、事業年度終了後に評価確定後、1か月以内に支払うこととし、業績連動型RSについては、中期経営計画期間と連動した一括方式とし、同期間経過後に評価確定後、1か月以内に支払うこととします。

(ご参考) 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、取締役会の構成や役員の指名方針について定めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を行うため、豊富な業務経験を有している業務執行取締役と独立性を有し客観性を持つ独立社外取締役により、適切な意思決定や監督ができる体制としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者としております。業務執行取締役は、会社の業態をよく理解するとともに豊富な業務経験を有し、取締役会の構成員として、会社の重要な業務執行を決定するのに十分な判断力を有している者としております。独立社外取締役は、企業経営、リスク管理、法令遵守、財務・会計等のいずれかの分野において高い見識や豊富な経験を有し、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者としております。

監査等委員である取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、必要な財務・会計及び法務に関する知識を有する者としております。

当社の経営戦略に照らして、取締役として必要なスキルは、企業経営、営業、事業戦略・M&A、財務・会計、人事・人財育成、ESG・サステナビリティ、法務・リスク管理、事業革新・DX、国際、不動産と考えております。第1号議案が原案のとおり承認された場合における各取締役の知識・経験を有する分野は以下のとおりです。

<スキル・マトリックス>

氏名 地位及び担当	知識・経験を有する分野										属性		知識・経験を有する分野に○を付けた主な理由
	企業 経営	営 業	事業 戦略・ M&A	財 務・ 会 計	人 事・ 人 財 育 成	E S G・ サ ス テ ナ ビ リ テ イ	法 務・ リ ス ク 管 理	事 業 革 新・ D X	国 際	不 動 産	指 名・ 報 酬 諮 問 委 員 会	独 立 役 員	
山崎元裕 代表取締役会長	○	○	○		○	○	○	○			○ 委員		・当社物流部門・食品部門・管理部門担当役員の経験
河原田岩夫 代表取締役社長執行役員	○	○	○	○	○	○	○				○ 委員		・当社経営企画担当役員の経験 ・大手金融機関役員の経験
溝口健二 取締役専務執行役員	○		○	○	○	○	○			○			・当社管理部門・経営企画部門担当役員の経験
櫻田琢磨 取締役常務執行役員	○	○	○		○	○	○						・当社物流部門担当役員の経験
岡伸浩 取締役(社外)			○		○	○	○				○ 委員長	○	・弁護士
岩見博之 取締役(社外)	○	○	○	○	○			○	○		○ 委員	○	・大手金融機関役員の経験
伊藤朋子 取締役(社外)	○		○		○	○	○				○ 委員	○	・大手金融情報サービス会社役員の経験
サミュエル・デッド・スナイ 取締役(社外)	○	○	○	○	○		○	○			○ 委員	○	・投資顧問会社役員の経験
松典男 取締役(社外)	○	○	○		○	○	○	○	○		○ 委員	○	・大手商社建設・不動産部門の経験 ・総合不動産企業の代表取締役社長
平田実 取締役(常勤監査等委員)	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・当社取締役経営企画部長の経験 ・当社不動産子会社代表取締役社長の経験
内藤潤 取締役(監査等委員・社外)			○	○	○	○	○				○ 委員	○	・弁護士
松沢玲子 取締役(監査等委員・社外)				○	○	○	○				○ 委員	○	・税理士 ・国税局税務署長、調査官及び部長の経験

(注) 1.上記「地位及び担当」の記載内容のうち各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者については、本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2.本マトリックスは各氏の有する全ての知識・経験を表すものではありません。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

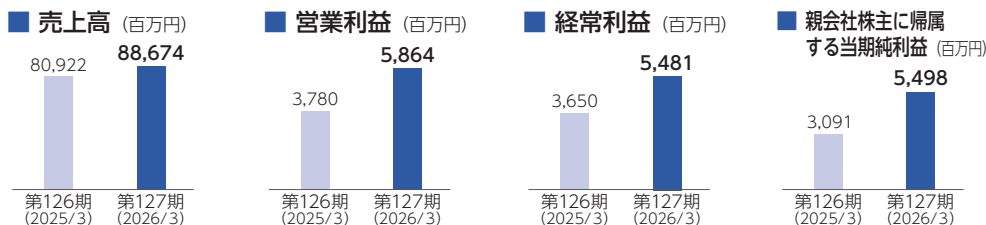
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で個人消費及び設備投資に持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかに回復して推移いたしました。しかしながら、為替や金利の変動による影響が一部で見られるなど企業収益には改善の足跡が見られ、海外景気の下振れリスクや物価上昇の継続、さらには地政学的リスクの高まり等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下におきまして、当社グループは、中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」の1年目である当連結会計年度では、昨今の資本市場より求められている資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、2025年4月より「カンパニー制」へと移行し、部門別収益管理の高度化、更なる事業シナジー創出、意思決定のスピードアップによる成長投資の推進、また、ガバナンス体制の強化等に一段と取り組んでまいりました。

その結果、新体制下における当社グループの当連結会計年度の経営成績は、物流カンパニーでは、一部荷主の失注の影響がありましたが海外引越の取扱いが前期を上回って推移したことに加えて、2025年7月に連結子会社となった株式会社ヤマタネドキュメントマネジメント（以下「ヤマタネドキュメントマネジメント」という。）及び株式会社キョクトウ（以下「キョクトウ」という。）が業績に寄与し、食品カンパニーでは、コメ販売事業において前年のコメ不足の影響を受け販売単価が大きく上昇したことに加えて、2025年8月に連結子会社となった株式会社農産ベストパートナー（以下「農産ベストパートナー」という。）及び株式会社しん力（以下「しん力」という。）が業績に寄与したこと等により、売上高は886億74百万円（前期比9.6%増）となりました。営業利益は、物流カンパニーにおいて、海外引越事業が好調だったことに加えて、倉庫事業において外注コストと人件費増の価格転嫁が進んだこと及び物流不動産物件の一部流動化を開始したこと、また食品カンパニーでは、コメ販売事業で安定供給を図りながら適宜適切に価格転嫁を進めたこと等により、58億64百万円（同55.1%増）となりました。経常利益はシンジケートローン手数料の計上及び支払利息の増加があったものの、受取配当金が増加したこと等により、54億81百万円（同50.2%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失の計上や法人税等の計上増額はあったものの、投資有価証券売却益の計上や事業拠点の移転に伴う受取補償金の計上、さらには2025年2月に連結子会社であった山種不動産株式会社（以下「山種不動産」という。）を吸収合併したことにより非支配株主に帰属する当期純利益がなくなったこと等から、54億98百万円（同77.8%増）となり、ROEは9.0%となりました。これにより、当連結会計年度の業績は、売上高、営業利益、EBITDA、ROEの各指標において、中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」の財務目標を初年度において上回りました。



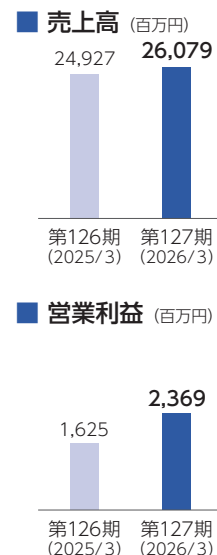
[カンパニー別営業の状況]

物流カンパニー

物流業界におきましては、国内貨物輸送では、消費関連貨物が堅調に推移したものの、生産関連貨物及び建設関連貨物の低調が継続したこと等により、通期の総輸送量は前年を下回る推移となりました。

一方で、国際貨物輸送におきましては、海外自動車市場の減速による影響は見られたものの、米国の通商政策による下押しが想定よりも小さかったことや、生産拠点の国内回帰や拠点整備に伴う機械・部品類などの輸入の増加、さらにはA I 関連需要を受けた一部の航空貨物輸送における好調な推移などが見られ、総じて前年を上回る推移となりました。

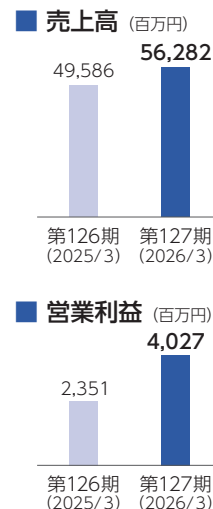
このような状況下で、物流カンパニーでは、倉庫事業で一部荷主の失注があったものの、国際業務において、海外引越を中心として取扱件数は前年同期を上回り、国内業務において、2025年7月に連結子会社化したヤマタネドキュメントマネジメント及びキョクトウが業績に寄与しました。また、物流不動産の一部流動化も開始しました。この結果、売上高は260億79百万円（前期比4.6%増）となりました。利益面では、カンパニー全体で庸車費用等の外注コストや人件費増の価格転嫁を進めたことに加えて、取扱量に応じてリソースを適切に配分し効率化を図り改善に努めたこと、さらに、国内業務では連結子会社となったヤマタネドキュメントマネジメント及びキョクトウが寄与しました。また、物流不動産の一部流動化事業による売却益の計上や2024年6月に竣工した本牧埠頭新倉庫の不動産取得税の一時費用の計上がなくなったこともあり、営業利益は23億69百万円（同45.8%増）となりました。



食品カンパニー

コメ業界におきましては、前年の品不足を脱し供給は回復したものの、生産コスト増やインバウンド需要の継続により高値が定着して推移いたしました。食品業界全体におきましても、配送費増や原材料高によるコスト増が深刻化しています。さらに、消費者の動向としては、物価高を背景とした家計の節約志向や、食の簡便化の傾向が強まっています。需給環境の変化に伴う調達難易度の上昇が続く中、こうした消費者の動向に対応しながら安定供給を確保し、適切な価格転嫁と消費のバランスを維持していくことが大きな課題となっています。

このような状況下で、食品カンパニーでは、コメ販売事業において、原料調達が計画を下回り販売数量は54千玄米トン（前期比23.3%減）となりましたが、需給の逼迫に伴い販売単価が上昇したことに加え、政府備蓄米の精米作業を受託したこと、また、2025年8月に連結子会社化した農産ベストパートナー及びしん力が業績に寄与したこと等から売上高は365億37百万円（前期比19.8%増）となりました。また、加工食品卸売事業の株式会社ショクカイ（以下「ショクカイ」という。）において、産業給食事業向け及びデリカ事業向けの販売が堅調に推移し、売上高は197億45百万円（同3.4%増）となりました。この結果、カンパニー全体の売上高は562億82百万円（前期比13.5%増）となりました。営業利益は、コメ販売事業において、需給が逼迫する中で顧客への安定供給を図るとともに、適宜適切に価格転嫁を進めたこと、政府備蓄米の精米作業の受託により生産効率が向上したこと、農産ベストパートナー及びしん力が業績に寄与したこと等から30億80百万円（同110.3%増）となりました。また、ショクカイでは業績が概ね計画通りに推移したことにより、9億46百万円（同6.8%増）となりました。この結果、カンパニー全体の営業利益は、40億27百万円（同71.3%増）となりました。



情報カンパニー

情報サービス業界は、従来のDX推進やクラウド活用、セキュリティ対策に加え、生成AIの社会実装が本格化したことで大企業のIT投資がさらに加速し、前年度に続き高い成長率を維持しました。

このような状況下で、情報カンパニーにおきましては、運用支援業務の拡大や地方拠点進出を行った一方で、大口の開発案件が減少しました。

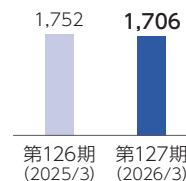
その結果、売上高は17億6百万円（前期比2.6%減）となりました。一方で、営業利益は、棚卸サービスにおける移行コストの発生があったものの、前期に計上したWindows10の保守切れ対応に伴うオフィスライセンスの一括購入がなくなったこと等により、68百万円（同46.9%増）となりました。

不動産カンパニー

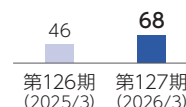
不動産業界は、マンション価格の高騰やオフィス回帰による空室率の低下傾向が続き、活況を呈しました。一方で、金利上昇への警戒感や資材費・人件費の高止まりが継続し、開発コストの増大が収益を圧迫する構図が、より鮮明となりました。需要は堅調ながら、投資判断や計画の精査が、より一層求められています。

このような状況下で、不動産カンパニーにおきましては、前期に取得した物件が業績に寄与した一方で、テナントの入れ替えがあったことから、売上高は46億4百万円（前期比1.1%減）となりました。営業利益は2025年2月に連結子会社であった山種不動産を吸収合併したことで計上した不動産移転に係る登録免許税の一時費用がなくなったこと等により、20億43百万円（同7.0%増）となりました。

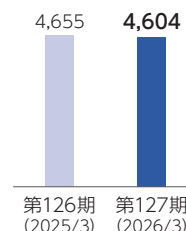
■ 売上高 (百万円)



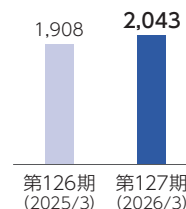
■ 営業利益 (百万円)



■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は26億42百万円であります。その主なものは、不動産カンパニーでの東京都立川市の賃貸用不動産建設資金13億54百万円であります。

(3) 資金調達の状況

社債償還及び子会社株式取得資金として、銀行借入により124億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2025年7月1日付で、株式会社ヤマタネドキュメントマネジメントの全株式を取得しております。なお、株式会社キョクトウは株式会社ヤマタネドキュメントマネジメントの100%子会社であります。

2025年7月7日付で、株式会社アグリベース社の株式を株式会社ブルーシード新潟と共に一部取得し、同社株式の46.7%を保有しております。

2025年8月1日付で、有限会社農産ベストパートナー(現：株式会社農産ベストパートナー)の全株式を取得しております。なお、同社の関連会社である株式会社しん力は有限会社農産ベストパートナーが全株式を取得しております。

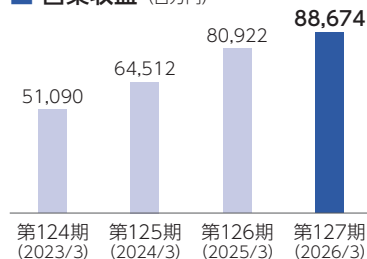
2025年10月8日付で、株式会社T.M.Lの株式を51%取得しております。

(8) 財産及び損益の状況の推移

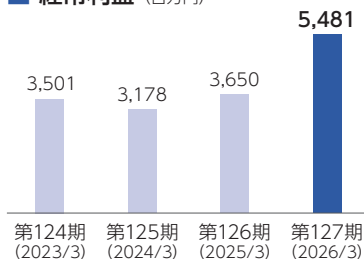
区 分	第124期 (2023年3月期)	第125期 (2024年3月期)	第126期 (2025年3月期)	第127期 (当連結会計年度 (2026年3月期))
営 業 収 益 (百万円)	51,090	64,512	80,922	88,674
経 常 利 益 (百万円)	3,501	3,178	3,650	5,481
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,150	2,487	3,091	5,498
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	104.13	120.92	149.76	255.13
純 資 産 (百万円)	47,878	56,051	58,384	63,533
総 資 産 (百万円)	126,188	155,906	167,044	177,610
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,160.79	2,534.13	2,637.73	3,007.40

(注) 当社は2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第124期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益額、1株当たり純資産を算定しております。

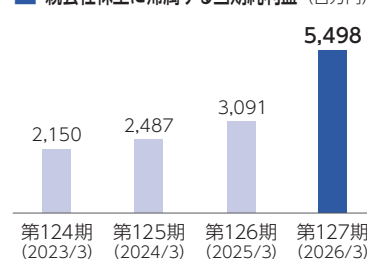
■ 営業収益 (百万円)



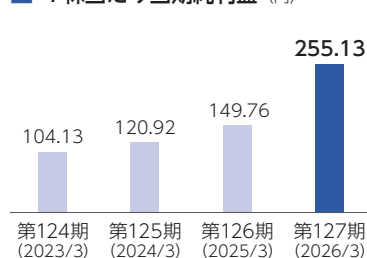
■ 経常利益 (百万円)



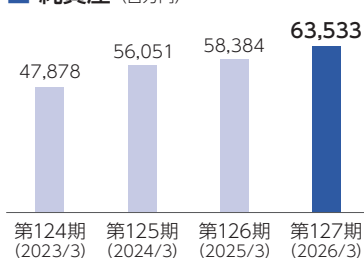
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



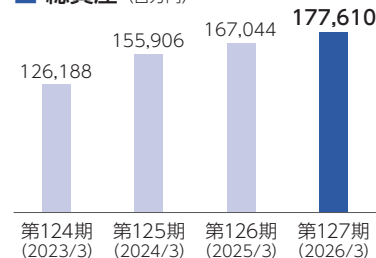
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 純資産 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



(9) 対処すべき課題

今後につきましては、2025年度の実質GDP成長率がプラス1%前後と予測されるなど緩やかな回復基調が見込まれる一方で、米国の通商政策の動向や地政学的な混乱などの下押しリスクが懸念されており、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

そのような状況下で、当社グループは、「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」をパーパス（存在意義）とし、パーパスを確かなものとするため、「ヤマタネ2031ビジョン」を策定し、「物流と食の流通を通じ、より豊かな社会づくりにチャレンジしていく」ことを掲げ、企業価値の向上に努めております。

長期ビジョンを見据えた投資効果最大化に向けた「成長期」と位置付ける中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」の下、当社グループは新たな事業領域へ進出すべく、積極的な成長投資を加速させ、投資効果の最大化を図ってまいります。カンパニー制への移行によって、権限委譲による経営スピードの向上を図るとともに、カンパニー内及びカンパニー間での事業シナジーの創出を一段と加速させ、収益力の更なる向上を目指します。あわせて、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、政策保有株式の縮減スピードを早めるなど、資本収益性の改善に取り組んでまいります。また、これらの実現を通じた更なる企業価値向上に向けて、取締役及び執行役員がその役割と責務を十分に果たすことを促し、株主の皆様との価値共有を強化することを目的として、新たな役員報酬制度を導入することとし、2026年6月の第127回定時株主総会に、取締役報酬限度額の改定等を付議いたします。新たな役員報酬制度では、取締役執行役員及び執行役員の業績連動報酬比率の引き上げや重要業績評価指標（KPI）におけるROE・ROIC等の導入、加えて業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を新設いたします。こうした取り組みにより事業戦略と資本・ガバナンス戦略を両輪で推進していく中で、当連結会計年度の業績進捗等を踏まえ、中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」の財務目標のうち売上高及びROEを上方修正し、新たな財務目標を売上高1,000億円、営業利益47億円、EBITDA92億円、ROE7.5%以上、総還元性向70~80%といたしました。詳細については2026年5月13日付で開示いたしました『中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」財務目標の一部見直しに関するお知らせ』をご参照ください。当社グループは、新たな財務目標の達成を目指し、更なる企業価値向上に取り組んでまいります。

2026年度の経営の基本方針及び重点方針と取組施策は下記のとおりであります。

<基本方針>

ヤマタネグループの Values 「挑戦を楽しむ」「チームの力を信じる」「“ありがとう”を繋げる」をすべての業務の中心に据え、パーパス経営を加速します。

2025年度に策定した部門別パーパスの徹底したディスカッションを通じて、日常業務とパーパスを紐づけ、「遣り甲斐」と「誇り」溢れる職場づくりを目指します。

社員の活性化を最優先課題とし、企業価値の極大化、社員のエンゲージメント向上、処遇改善、株価向上を目指します。

中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」の中間年度として、人的資本投資や成長投資を積極的に推進し、中期経営計画達成に向けた基盤づくりを推進します。

<重点方針>

	重点方針	取組施策
(1)	パーパス経営の加速	①パーパス推進部（仮）によるパーパス経営の加速 ②新人事制度の趣旨浸透と運用の徹底 ③エンゲージメントサーベイ向上への取組強化 ④心理的安全性のある職場づくり ⑤1 on 1 ミーティングの高度化 ⑥社内・部門間コミュニケーションの活性化 ⑦チャレンジ評価制度の深化（仕事とプライベート） ⑧管理職の働き方改革（第二ステージ） ⑨各種表彰制度の深化（パーパス、チャレンジ、Values） ⑩現場を中心とした職場環境の改善 ⑪福利厚生制度の見直し ⑫ノー残業デーの取組強化
(2)	企業価値向上に向けて	①外部顧客と内部顧客の満足度向上 ②社会課題解決型事業への取組強化 ③カンパニー制 KPI の運用開始（ROIC 経営） ④積極的な人的資本投資→人材育成の更なる強化 ⑤事業部間シナジーの具現化 ⑥業務提携先、出資先との連携強化 ⑦M&A、ベンチャー出資、業務提携等積極的な成長投資 ⑧CRE 戦略強化…越中島 PJ、流動化、有効活用等 ⑨ガバナンス強化…サクセッションプラン、報酬体系 ⑩「ヤマタネ長期ビジョン2031」の見直し着手
(3)	DX推進	①データビジネス推進基盤整備 ②管理業務の統合・効率化の推進（第二ステージ） ③カンパニー単位での DX 推進強化（現場 DX） ④AI 活用によるビジネスプロセス効率化 ⑤業務システムの再構築…食品、WMS

【その他の対処すべき課題】

①サステナビリティ経営の取り組みと推進

当社グループでは創業以来、「信は万事の本を為す」に則り、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを企業理念としております。また、2019年度より、コーポレートメッセージとして“「続く」を支える。”を掲げ、全てのステークホルダーの持続的成長を更に推進していくため、「サステナビリティ方針」を制定しております。

当社グループは、事業活動に伴う社会的責任やSDGs達成へ向けた貢献を意識し、ESG（環境、社会、ガバナンス）に関連する課題に対して2030年に向けた目標を設定しその実現に向け、事業活動を通じたサステナビリティ経営の取り組みを推進してまいります。なお、その概要につきましては当社ホームページの「サステナビリティ」ページにおいて開示しておりますのでご参照ください。

②内部統制システムの整備

会社法に対応して「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、毎期、内部統制システムの運用状況について検証を行っております。なお、その概要につきましては当社ホームページにおいて「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」として開示しておりますのでご参照ください。今後も内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

③コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードに対応して「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。本コードに掲げられた各原則の実施状況について検証を行い、「コーポレートガバナンス報告書」にて開示しております。今後もコーポレートガバナンスの整備に努めてまいります。

④人的資本への取り組み

当社グループでは、「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」というパーパス実現のため、人的資本投資を積極的に推進しています。当期は、タレントマネジメントシステムの導入やエンゲージメントサーベイの運用を開始しました。

今後は、2026年度より運用を開始する新人事制度の浸透を図り社員の挑戦を後押しすることで、多様な人財が活躍できる環境を進め、チャレンジ精神溢れる企業文化の醸成と中長期的な企業価値向上に繋げてまいります。

⑤農業産地を支える取り組み

日本の農業は、高齢化による生産者の減少、資材や農機具の高騰、異常気象など様々な課題を抱えています。当社グループが掲げるパーパスのもと、ヤマタネグループのリソースやノウハウを活用し、「産地の続くを支える」ための課題解決に向け取り組んでいきま

す。

人々の価値観や社会の風潮が大きく変わりつつある環境において、2024年に創業100周年を迎えました。さらには次の100年を見据え、“「続く」を支える。”企業として常に皆様とともに成長し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社ヤマタネロジスティクス	10	100.0	主に当社の貨物運送業務受託
株式会社ヤマタネロジワークス	26	※ 100.0	主に当社の保管・荷役業務受託
株式会社シンヨウ・ロジ	20	100.0	貨物運送業
株式会社ヤマタネドキュメントマネジメント	50	100.0	文書管理コンサルティング事業
株式会社キョクトウ	20	※ 100.0	文書・マイクロフィルム電子化
株式会社シヨクカイ	90	100.0	加工食品卸売販売
株式会社農産ベストパートナー	3	100.0	米穀・穀物の加工及び販売
株式会社しん力	3	※ 100.0	米穀の小売販売及び卸売
株式会社ヤマタネシステムソリューションズ	150	100.0	情報処理サービス業
株式会社ヤマタネエキスパート	10	100.0	主に当社の物流業・製造業務受託

(注) ※印は間接所有の議決権を含んでおります。

当社の連結対象会社は、上記記載の10社であります。

上記の重要な子会社10社を含む連結営業収益は88,674百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は5,498百万円であります。

(11) 主要な事業内容

事業	事業内容
物流関連事業	倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業
食品関連事業	主要食糧卸売販売業、加工食品卸売販売業、食品小売販売
情報関連事業	情報機器のソフトウェア開発・販売及び情報処理サービス業
不動産関連事業	不動産の売買、仲介、賃貸及び管理

(12) 主要な事業所

事業		会社名及び所在地	
当 社	本店	東京都（江東区）	
	物流関連事業	物流カンパニー 関東支店（東京都江東区）、関西支店（兵庫県神戸市）	
	食品関連事業	食品カンパニー（東京都江東区）	
	不動産関連事業	不動産カンパニー（東京都中央区）	
子 会 社	物流関連事業	株式会社ヤマタネロジスティクス	東京都（江東区）
	物流関連事業	株式会社ヤマタネロジワークス	東京都（江東区）
	物流関連事業	株式会社シンヨウ・ロジ	千葉県（千葉市）
	物流関連事業	株式会社ヤマタネドキュメントマネジメント	大阪府（東大阪市）
	物流関連事業	株式会社キョクトウ	大阪府（東大阪市）
	食品関連事業	株式会社ショクカイ	東京都（台東区）
	食品関連事業	株式会社農産ベストパートナー	熊本県（山鹿市）
	食品関連事業	株式会社しん力	熊本県（山鹿市）
	情報関連事業	株式会社ヤマタネシステムソリューションズ	東京都（江東区）
	全社共通	株式会社ヤマタネエキスパート	東京都（江東区）

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増・減(△)
物流関連事業	720 名	40 名
食品関連事業	141	18
情報関連事業	123	8
不動産関連事業	30	2
全社（共通）	73	6
合計	1,087	74

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社（共通）は、総務、人事、経理、経営企画、事業戦略、デジタルイノベーション等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増・減	平均年齢	平均勤続年数
404 名	7 名	41 歳 0 ヶ月	12 年 11 ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	34,394
株式会社三菱UFJ銀行	10,878
株式会社三十三銀行	6,286
株式会社横浜銀行	3,852
農林中央金庫	3,816
株式会社りそな銀行	3,572
三井住友信託銀行株式会社	2,216
横浜市	1,980
株式会社さらばし銀行	1,435
株式会社あおぞら銀行	1,116

百万円

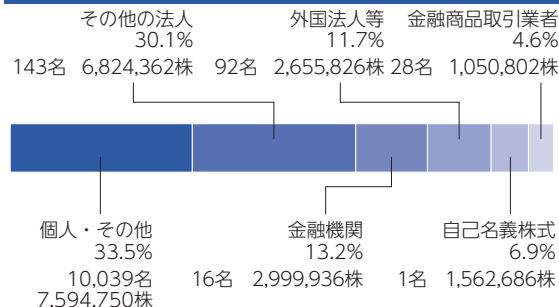
(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式総数（自己株式を含む） 22,688,362株
 (3) 株主数 10,319名

株式分布状況



(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人山種美術財団	1,866千株	8.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,376	6.5
株式会社スノーボールキャピタル	1,134	5.4
株式会社三井住友銀行	1,029	4.9
山崎元裕	947	4.5
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.	880	4.2
L IM JAPAN EVENT MASTER FUND	681	3.2
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	661	3.1
SMBC日興証券株式会社	606	2.9
清水建設株式会社	600	2.8

- (注) 1. 当社は自己株式1,562,686株を保有しております。なお、持株比率は当該自己株式を発行済株式総数から控除して算出してしております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

	株 式 数	人 数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役除く）	5,400	4

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。
2. 上記以外に取締役を兼務しない執行役員8名に対して4,400株、当社子会社の取締役11名に対して4,800株交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
山崎元裕	取締役会長 (代表取締役)	
河原田岩夫	取締役 (代表取締役)	社長執行役員
溝口健二	取締役	取締役専務執行役員 コーポレート本部長
櫻田琢磨	取締役	取締役常務執行役員 物流カンパニー長 株式会社カルチャー・ジャパン取締役
岡伸浩	取締役	弁護士（岡綜合法律事務所代表） 花王グループカスタマーマーケティング株式会社監査役
岩見博之	取締役	株式会社ノジマ社外取締役 株式会社ストリート（旧トライステージ）社外取締役
伊藤朋子	取締役	平和不動産株式会社社外取締役
サミュエル・デビッド・スノディ	取締役	根津アジアキャピタルリミテッドファンドマネージャー リンクタイズホールディングス株式会社社外取締役 YUIME株式会社社外取締役
松典男	取締役	伊藤忠都市開発株式会社代表取締役社長 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社取締役
平田実	取締役 (監査等委員) (常勤)	
内藤潤	取締役 (監査等委員)	弁護士（J & N法律事務所代表） 応用地質株式会社社外取締役（監査等委員）
松沢玲子	取締役 (監査等委員)	株式会社ビー・エム・エル社外取締役

(注) 1. 取締役の岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏、サミュエル・デビッド・スノディ氏、松典男氏、内藤潤氏及び松沢玲子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査等委員3名のうち、平田実氏が常勤の監査等委員に就任しております。当社は社内実務及び情報に精通した者が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、グループ会社役員等との意思疎通を図り情報収集するとともに、経営会議等、社内の重要な会議に出席し、職務の執行状況の報告を受け、重要な決算書類の閲覧により業務及び財産の状況を調査し、社外監査等委員と協議することを通じて、監査等委員の監査機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 常勤監査等委員平田実氏は、長年の金融機関での業務経験と当社管理本部経営企画部長の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員内藤潤氏は、弁護士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員松沢玲子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の役員の異動

就任

2025年6月20日開催の第126回定時株主総会において、櫻田琢磨氏が取締役、松典男氏が社外取締役、平田実氏及び松沢玲子氏が取締役（監査等委員）に就任しております。

退任

2025年6月20日開催の第126回定時株主総会終結のときをもって、土屋修氏、太田律子氏が取締役（監査等委員）を任期満了により退任しております。

7. 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
溝口健二	取締役常務執行役員 経営企画部長	取締役専務執行役員 コーポレート本部長	2025年4月1日

8. 社外取締役岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏、サミュエル・デビッド・スノディ氏、松典男氏、内藤潤氏及び松沢玲子氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び完全子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 役員報酬の基本的な考え方

当社の役員報酬については、持続的な企業価値向上をめざす当社役員の役割及び職責に相応しい報酬とすること、指名・報酬諮問委員会による審議を経ることにより客観性及び独立性を確保することを基本的な考え方としております。

ロ. 報酬の決定方法

当社の取締役の報酬は、株主総会決議により報酬総額を決定しております。また、「役員規程」において役員報酬については、「役員報酬規程」により定めることとしております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会においてその報酬案について審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役の報酬額は、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき監査等委員の協議によって決定しております。

八. 報酬の体系

- a. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」において、定額である標準報酬部分と業績連動報酬部分、定性評価報酬部分、さらに、金銭報酬の中から一定の額を役員持株会を通じて自社株式購入に充当する部分、さらに、譲渡制限付株式報酬部分の5区分としております。また、標準報酬額は役員の役位あるいは兼務する執行役員の役位ごとに決定しております。業績連動報酬は標準報酬額の10%を限度とし、各担当の業績に応じて加算減算しております。会長、社長、副社長及び管理部門役員は連結経常利益をベースに、営業部門役員は担当部門の営業利益をベースに前年度業績と比較し一定割合を業績と連動して決定しております。定性評価報酬は標準報酬額の5%を限度とし、各担当の定性評価に応じて加算減算しております。また、役員持株会を通じた自社株式購入部分は、標準報酬額の6%程度であり、譲渡制限付株式報酬部分は標準報酬額の5%程度とし、企業価値向上により株価向上をめざすインセンティブとしております。
- b. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき、会社への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。
- c. 監査等委員である取締役の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき、監査等委員の協議により決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。

② 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役会の個人別報酬については、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会がその報酬案と当該決定方針との整合性等も含めて審議した後、同委員会の答申内容を尊重して取締役会にて決定しておりますので、当該決定方針に沿うものと判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において月額32百万円以内（うち社外取締役分6百万円）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式の割当てのための報酬の額は、2024年6月21日開催の第125回定時株主総会において年額総額50百万円以内として決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		標準報酬	定性評価 報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	176 (33)	161 (33)	0 (-)	1 (-)	12	9 (5)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	33 (14)	33 (14)	- (-)	- (-)	-	5 (3)

- (注) 1.業績連動報酬額の算定の基礎として連結経常利益の前年度比増減を採用しております。連結経常利益は、経営活動全般の利益を表すものであり、その前年度比は取締役の貢献度を計る指標として相応しいものと判断いたしました。業績連動報酬額は、「連結経常利益前年度比」の増減により、標準報酬額の±10%の範囲で変動することとしております。2025年3月期の連結経常利益前年度比14.8%をもとに算出しております。なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1.（8）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。また、営業部門役員は、担当部門の「連結営業利益前年度比」の増減を採用しており、物流部門営業利益前年度比△29.4%をもとに算定しております。
- 2.上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況」に記載しております。
- 3.上記には、2025年6月20日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

(5) 社外取締役との関係

① 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

岡取締役が監査役を兼務する花王グループカスタマーマーケティング株式会社と当社との間に特別な関係はありません。岩見取締役が社外取締役を兼務する株式会社ノジマ及び株式会社ストリートと当社との間に特別な関係はありません。伊藤取締役が社外取締役を兼務する平和不動産株式会社と当社は取引関係がありますが、その取引額は売上高の0.1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。スノディ取締役が社外取締役を兼務するリンクタイズホールディングス株式会社と当社との間に特別な関係はありません。また同氏が社外取締役を兼務するYUIME株式会社に対し、当社は株式を1%保有しておりますが、同社と当社との間には上記資本関係及び同氏の兼務を除き、記載すべき特別な利害関係はないことから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。松取締役が代表取締役社長を兼務する伊藤忠都市開発株式会社及び取締役を兼務する伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

岡取締役、岩見取締役、伊藤取締役は当事業年度に開催された取締役会14回全てに、スノディ取締役は13回、松取締役は当事業年度に就任以来開催された10回全てに出席しており、経験豊富な弁護士及び経営者の観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

② 社外取締役（監査等委員）に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

内藤取締役（監査等委員）が社外取締役（監査等委員）を兼務する応用地質株式会社と当社との間に特別な関係はありません。松沢取締役（監査等委員）が社外取締役を兼務する株式会社ビー・エム・エルと当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

内藤取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された取締役会14回全てに、松沢取締役（監査等委員）は当事業年度に就任以降開催された取締役会10回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

内藤取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに、松沢取締役（監査等委員）は当事業年度に就任以降開催された監査等委員会11回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 63百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 一百万円 |
| ③ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の各報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という。）及び当該体制の運用状況については以下のとおりであります。

（１）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、各部門からの報告等により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認できる体制とする。
- ② 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備及び運用状況を含め、取締役及び使用人の職務執行の監査を行う。
- ③ 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス基本方針を作成するとともに、行動規範、行動原則を制定する。
- ④ コンプライアンス推進委員会は、原則として、月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締り役会及び監査等委員会へ報告する。各部門においては、コンプライアンス推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、部門内での内部監査を実施する。
- ⑤ 組織を横断する各種委員会（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス推進委員会、CS向上委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護委員会、環境委員会）を設置し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥ 内部監査部門は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス推進委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取り締り役会及び監査等委員会に監査の結果を報告する。
- ⑦ 内部監査部門は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を行う。
- ⑧ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスを顧問弁護士より受ける体制を構築する。
- ⑨ 「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、内部通報及び役職員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

- ⑩ 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス基本方針及び行動原則において社内に周知徹底する。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス基本方針を作成するとともに、行動規範、行動原則を制定しています。毎月、コンプライアンス推進委員会を開催し、活動状況を確認しています。また、その内容については、取締役会にて報告を行っています。各部門において、定期的なコンプライアンス研修を実施し、監査員監査による内部監査を実施しています。組織を横断する各種委員会を設置しリスクマネジメント委員会を中心に法令及び定款に適合する体制を構築しております。

内部監査部門は、各部門の監査時に業務監査と併せてコンプライアンス会議の実施状況を確認し、取締役会及び監査等委員会に監査の結果を報告しています。

「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程を制定しております。対象範囲をグループ会社のパートタイマー、アルバイト等を含む役職員とし、社内イントラにその内容を掲示するとともに各事業所の掲示板においても掲示を行い周知徹底を図っています。また、外部窓口も設置しております。

反社会的勢力に対する基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス基本方針及び行動原則において社内に周知し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書により公表しています。

財務報告に係る内部統制については、内部統制評価規程に基づき体制整備と運用状況の確認を実施し、内部統制報告書を提出しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書保存規程に定めるところによる。
- ③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、総務部長が所管する。

(当該体制の運用状況)

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程を整備し、適切に保存及び管理しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスをとりながら持続的成長による企業価値の向上をめざし、「リスクマネジメント方針」を制定し、取締役により構成される「リスクマネジメント委員会」を設置する。
- ② 「リスクマネジメント委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたりとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ③ 各部門においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施等を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
- ④ クライシスマネジメントについては、大規模地震対策を制定し、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査等委員会へ報告をする。
- ⑥ 内部監査部門の監査により法令・定款違反その他の事由に基づく損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部門長に通報する体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社では「リスクマネジメント方針」を制定し、「リスクマネジメント委員会」を設置しております。「リスクマネジメント委員会」は常勤取締役等により構成されており、全社的なリスクマネジメントを行っています。リスクマネジメント委員会の下にはCS向上委員会、情報セキュリティ委員会、環境委員会、個人情報保護委員会を置き、CS向上委員会、情報セキュリティ委員会、環境委員会はリスクマネジメント委員会の諮問機関的な役割を負っています。リスクマネジメント委員会においては、各委員会からの答申を受けて、グループのリスクと機会を確認し、優先順位と対応策を検討し、各カンパニー、本部においては、リスクマネジメント委員会からの指示により、課題解決に向けた課題実行計画を作成し、実行するトップダウン型のマネジメント体制としています。

大規模地震を全社共通の主要リスクと考え、大規模地震対策及び事業継続計画を策定しています。新型コロナウイルス感染症の拡大に対しても、感染拡大を予防するための対応策を実施してまいりました。内部監査部門は全部門の業務監査を行い、リスク管理状況と併せて監査報告書を作成し、取締役会、経営会議及び監査等委員会へ定期的に報告を行っています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 企業理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
- ③ 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また、常勤取締役及び執行役員・本部長・カンパニー長を以って構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
- ④ 取締役会の決定による業務執行については、組織規程（業務分掌）及び職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

2025年4月より社内組織をカンパニー制へ移行すると共に、職務権限規程を改定し適切な権限委譲を進め効率的な職務執行が行われる体制としています。また、企業理念、経営方針に基づいた年度計画及び中期計画を策定し、その内容を開示しています。月次で単年度予算と実績を対比して差異を分析し、中期計画の成長戦略については、四半期毎にその進捗状況が取締役に報告され、マネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、各カンパニー、本部で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて計画の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。取締役会は毎月定例に開催され、規程に基づいた議題が付議されています。経営会議は原則毎週開催され、経営方針その他重要な議題を審議し、業務を速やかに執行しています。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社（以下「グループ各社」という。）は、共通の企業理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
- ② グループ各社の内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ③ グループ各社の代表取締役等で構成されるグループ経営会議にて情報交換を行い、グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展をめざす。
- ④ グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

（当該体制の運用状況）

「信は万事の本を為す」の理念の下、パーパスを重視した経営により、グループ各社の発展をめざしております。子会社は当社の内部統制システムを参考に内部統制システムを構築しており、グループ総務部長会等により、グループ会社間における情報の伝達が行われる体制を構築しています。また、グループ経営会議は定期的開催され、グループ連結経営に係る予算の内容や業務状況等についての情報交換を行っています。

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項について、グループ経営会議等において定期的に当社へ報告させるものとする。また、当社は、グループ各社において重要な検討事項が生じた場合には、グループ各社を横断した委員会を設置するなどして、検討を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の取締役は、グループ経営会議等において、子会社の経営上の重要事項等について報告しています。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定し、当社リスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ② 子会社は、当社リスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスクマネジメント委員会へ報告する。

(当該体制の運用状況)

当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定しており、当社のリスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたっています。子会社のリスク管理状況については、当社の子会社兼任役員により確認され、経営会議等で報告されています。

八. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの企業理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記(4)）に準拠した体制を構築させる。

(当該体制の運用状況)

当社グループの企業理念、経営方針に基づき、グループ全体の年度計画及び中期計画を策定しています。子会社においても、月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。子会社の取締役会は毎月定例に開催され、取締役会規則に基づいた議題が付議されています。

二. 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社コンプライアンス基本方針を子会社にも適用させるものとする。
- ② 当社の監査等委員会及び内部監査部門は必要に応じて子会社の監査を実施する。
- ③ 当社は、子会社に、子会社が当社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の内部監査部門又は当社の監査等委員会へ報告させることとする。
- ④ 当社の常勤監査等委員は定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見交換を行う。
- ⑤ 当社は、当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社にまで拡大し、グループ各社の内部通報及び役職員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

子会社では、当社のコンプライアンス基本方針を参考に運用しています。当社の監査等委員会は、必要に応じて、子会社の監査を実施し、内部監査部門は全ての子会社の業務監査を実施しています。当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社まで拡大し、その旨グループ会社の役職員に周知徹底しています。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議の上、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の中から監査等委員会補助者を1名以上配置することとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の当社の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が指示した補助業務については、監査等委員会の指揮命令のみに従うものとし、その独立性を確保する。また監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(8) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(9) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、下記の事項について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会の定めるところに従い、その要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③ 当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

(当該体制の運用状況)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。監査等委員は、取締役会、経営会議、各種委員会に出席し、重要事項についての報告を受け、出席しなかった会議は、随時議事録を閲覧し、必要に応じて質問を行い、内容を確認しています。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 子会社の全ての役員及び従業員（以下「役職員」という。）は、下記の事項について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 子会社の役職員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の役職員は、当社の監査等委員会の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。

(10) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社コンプライアンス基本方針に明記するとともに、グループ各社の役職員に周知徹底する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当社の監査等委員会へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス基本方針に明記しています。また、グループ総務部長会等において、趣旨説明を行い、グループ各社の役職員への周知徹底を図っています。

(11) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(当該体制の運用状況)

監査等委員の職務の執行について生じる費用について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。また、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、一定額の予算を設けています。

(12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役は、当社の監査等委員会と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ② 当社の監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 当社の監査等委員会は、当社の監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況の監査を行う。
- ④ 当社の監査等委員会は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

(当該体制の運用状況)

監査等委員会は代表取締役社長と定期的に懇談会を行い、会社運営を中心に意見交換を行っています。また、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、監査状況を聴取し、内部監査部門から随時、監査報告を受け、意見交換を行っています。監査等委員は、各種会議、委員会への出席及び各部門への往査を通じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行全般を監査しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従来から中長期的な視点に立って事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定配当の継続を基本方針としております。また、内部留保資金は設備投資及び財務体質強化のための借入金返済資金に充当することとしております。

〔当期及び次期の剰余金の配当について〕

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、2028年3月期を最終年度とする中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」において、株主還元指標にDOE（連結純資産配当率）を採用し、当中期経営計画の最終年度に3%を達成することを目標とし、安定的な配当実施を株主還元方針としております。このような方針のもと、2026年5月22日取締役会決議により、当事業年度末日（2026年3月31日）を基準日とする年間配当金を前事業年度の1株当たり52円50銭から22円50銭増配し75円とさせていただきます。なお、2025年12月に中間配当として1株当たり35円を実施しており、期末配当40円について支払開始日（効力発生日）を2026年6月5日（金曜日）からとさせていただきます。

また、次期配当金につきましては、上記方針のもと中間配当金は1株当たり35円、期末配当金は1株当たり50円を予定しており、年間配当金は1株当たり85円を予定しております。

なお、2025年6月1日付けで株式分割（1株につき2株）を行っており、前事業年度については当該株式分割の影響を考慮しております。

~~~~~  
本事業報告では、金額については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

| 資産の部            |                | 負債の部             |                |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| 科目              | 金額             | 科目               | 金額             |
| <b>流動資産</b>     | <b>32,397</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>34,204</b>  |
| 現金及び預金          | 8,028          | 営業未払金            | 5,309          |
| 売掛金及び契約資産       | 9,175          | 短期借入金            | 10,180         |
| 電子記録債権          | 481            | 一年以内に返済予定の長期借入金  | 5,476          |
| リース投資資産         | 5,026          | 一年以内に償還予定の社債     | 7,107          |
| 棚卸資産            | 8,050          | 未払法人税等           | 2,131          |
| その他             | 1,662          | その他              | 3,999          |
| 貸倒引当金           | △26            | <b>固定負債</b>      | <b>79,873</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>145,194</b> | 社債               | 322            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>98,709</b>  | 長期借入金            | 57,395         |
| 建物及び構築物         | 30,147         | 再評価に係る繰延税金負債     | 4,946          |
| 工具、器具及び備品       | 5,615          | 繰延税金負債           | 8,374          |
| 機械装置及び運搬具       | 1,796          | 退職給付に係る負債        | 1,530          |
| 土地              | 60,788         | 資産除去債務           | 2,625          |
| 建設仮勘定           | 149            | 受入保証金            | 4,403          |
| その他             | 212            | その他              | 275            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>12,552</b>  | <b>負債合計</b>      | <b>114,077</b> |
| のれん             | 4,735          | <b>純資産の部</b>     |                |
| 顧客関連資産          | 6,623          | <b>株主資本</b>      | <b>42,966</b>  |
| その他             | 1,192          | 資本金              | 10,555         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>33,933</b>  | 資本剰余金            | 3,256          |
| 投資有価証券          | 31,109         | 利益剰余金            | 32,173         |
| 繰延税金資産          | 190            | 自己株式             | △3,019         |
| その他             | 2,683          | その他の包括利益累計額      | 20,566         |
| 貸倒引当金           | △50            | その他有価証券評価差額金     | 16,806         |
| <b>繰延資産</b>     | <b>18</b>      | 繰延ヘッジ損益          | 381            |
| 社債発行費           | 18             | 土地再評価差額金         | 3,325          |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額     | 53             |
|                 |                | <b>純資産合計</b>     | <b>63,533</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>177,610</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>177,610</b> |

## 連結損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

| 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|
| I. 営業収益                | 88,674        |
| II. 営業原価               | 75,399        |
| <b>営業総利益</b>           | <b>13,274</b> |
| III. 販売費及び一般管理費        | 7,410         |
| <b>営業利益</b>            | <b>5,864</b>  |
| IV. 営業外収益              | 970           |
| 受取利息                   | 7             |
| 受取配当金                  | 799           |
| その他                    | 163           |
| V. 営業外費用               | 1,352         |
| 支払利息                   | 1,006         |
| シンジケートローン手数料           | 281           |
| 社債発行費償却                | 26            |
| その他                    | 38            |
| <b>経常利益</b>            | <b>5,481</b>  |
| VI. 特別利益               | 3,441         |
| 固定資産売却益                | 18            |
| 投資有価証券売却益              | 1,649         |
| 受取補償金                  | 1,773         |
| VII. 特別損失              | 966           |
| 固定資産除却損                | 347           |
| 減損損失                   | 439           |
| 固定資産売却損                | 22            |
| 投資有価証券評価損              | 77            |
| 契約違約金                  | 79            |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     | <b>7,956</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 2,979         |
| 法人税等調整額                | △521          |
| <b>当期純利益</b>           | <b>5,498</b>  |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> | <b>5,498</b>  |

## 連結株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2025年4月1日残高                   | 10,555  | 3,167 | 28,141 | △536    | 41,328 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                        |         |       | △1,479 |         | △1,479 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |         |       | 5,498  |         | 5,498  |
| 自己株式の取得                       |         |       |        | △2,640  | △2,640 |
| 自己株式の処分                       |         | 89    |        | 157     | 246    |
| 土地再評価差額金の取崩額                  |         |       | 13     |         | 13     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 |         | 89    | 4,032  | △2,483  | 1,637  |
| 2026年3月31日残高                  | 10,555  | 3,256 | 32,173 | △3,019  | 42,966 |

|                               | その他の包括利益累計額      |             |                |                        |                       | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------|-------------|----------------|------------------------|-----------------------|--------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 土地再評価<br>差 額 金 | 退職給付に<br>係る調整<br>累 計 額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |        |
| 2025年4月1日残高                   | 13,545           | 197         | 3,326          | △13                    | 17,055                | 58,384 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |             |                |                        |                       |        |
| 剰余金の配当                        |                  |             |                |                        |                       | △1,479 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |                  |             |                |                        |                       | 5,498  |
| 自己株式の取得                       |                  |             |                |                        |                       | △2,640 |
| 自己株式の処分                       |                  |             |                |                        |                       | 246    |
| 土地再評価差額金の取崩額                  |                  |             |                |                        |                       | 13     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | 3,260            | 184         | △1             | 67                     | 3,511                 | 3,511  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 3,260            | 184         | △1             | 67                     | 3,511                 | 5,149  |
| 2026年3月31日残高                  | 16,806           | 381         | 3,325          | 53                     | 20,566                | 63,533 |

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 10社

(株)ヤマタネロジスティクス、(株)シンヨウ・ロジ、(株)ヤマタネロジワークス、(株)ヤマタネドキュメントマネジメント、(株)キョクトウ、(株)シヨクカイ、(株)農産ベストパートナー、(株)しん力、(株)ヤマタネシステムソリューションズ、(株)ヤマタネエキスパート  
(株)ヤマタネドキュメントマネジメント、(株)キョクトウ、(株)農産ベストパートナー及び(株)しん力は、株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

なお、取得日は(株)ヤマタネドキュメントマネジメント及び(株)キョクトウが2025年7月1日、(株)農産ベストパートナー及び(株)しん力が2025年8月1日です。

##### (2) 非連結子会社 4社

(株)ブルーシード新潟、(株)アグリベース社、(株)T.M.L、(株)ワイエスグローバル

連結の範囲から除いた理由

純資産、売上収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当する会社はありません。

##### (2) 持分法を適用した関連会社数

該当する会社はありません。

##### (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社 4社

(株)ブルーシード新潟、(株)アグリベース社、(株)T.M.L、(株)ワイエスグローバル

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)農産ベストパートナー及び(株)しん力の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度における計算書類を基礎として連結を行っております。

ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

###### その他有価証券

###### 市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

###### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② デリバティブ

時価法により評価しております。

###### ③ 棚卸資産

###### 通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として個別法または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、当社においては賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間の定額法によっております。償却期間については、株式会社シンヨウ・ロジは20年、株式会社ショクカイは22年と子会社ごとに決定しております。

###### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

③ ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、定額法によっております。償却期間については、(株)シンヨウ・ロジは5年、(株)ショクカイは15年、(株)ヤマタネドキュメントマネジメント及び(株)キョクトウは10年、(株)農産ベストパートナー及び(株)しん力は10年と子会社ごとに決定しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 収益の計上基準

i. 国内物流に係る収益

国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・入出庫作業・流通加工及び配送業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

ii. 国際物流に係る収益

国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

iii. 玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益

玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、過去の実績に基づく最頻値法を用いて変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。

iv. 加工食品卸売販売に係る収益

加工食品卸売販売においては、履行義務は卸売を通じた冷凍食品を中心とした加工食品等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該

時点で収益として認識しております。

v. 食品小売販売に係る収益

食品小売販売においては、履行義務は小売や加工を通じた精米や穀物を中心とした食品等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。

vi. システム開発、保守等に係る収益

システム開発においては、履行義務はソフトウェア制作の提供であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原価比例法などによる進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

システム保守においては、履行義務は保守サービスの提供であり、人数等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

vii. 棚卸支援機器レンタルに係る収益

棚卸支援機器レンタルにおいては、履行義務は棚卸機器を賃貸し、顧客の実施した棚卸データを提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、台数及び日数に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
減損損失 439百万円 有形及び無形固定資産（のれんを除く） 106,525百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

当社における減損会計の適用に当たっては、主としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候は、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、時価が著しく下落した場合、事業の廃止、再編など重要な意思決定がされた場合等に、兆候があると判断しております。

減損の認識については、減損の兆候があると判断した資産グループの利益計画等に基づく回収期間における割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）と帳簿価額の差額を減損損失としております。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づき、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額をもとに見積もっております。

#### ② 主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、比準価格であります。比準価格は取引事例をもとに算定しております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である比準価格の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌連結会計年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化及び経済情勢や市況の変化があった場合は、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

## のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 4,735百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

また、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

## Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「補助金収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

#### IV. 追加情報

##### (資産の保有目的の変更)

当連結会計年度において、固定資産の一部について保有目的を変更したことに伴い、有形固定資産（建物及び構築物851百万円、工具、器具及び備品2百万円、土地506百万円）を販売用不動産へ振り替えております。

##### (譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2026年2月17日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式を処分することを決議いたしました。

##### (1)処分の目的及び理由

2025年10月17日開催の当社取締役会において、当社グループ会社社員が、当社株式を所有することにより、株主や投資家の皆さまと同じ視点で考える経営参画意識を醸成し、持続的な企業価値の向上への取り組みが当社株式の長期的な株価上昇に繋がり、延いては経済的な利益も享受できるようにすることを目的として、当社及び当社子会社の社員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を実施することを決議したことによるものです。

##### (2)処分の概要

- ①処分期日 2026年7月3日
- ②処分する株式の種類及び数 当社普通株式 110,000株
- ③処分価額 1株につき2,307円
- ④処分総額 253,770,000円
- ⑤処分方法 譲渡制限付株式を割り当てる方法
- ⑥処分予定先 当社及び当社子会社の社員 1,100名 110,000株

V. 連結貸借対照表に関する注記

- |                                                                             |           |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                           | 44,755百万円 |
| 2. 棚卸資産の内訳                                                                  |           |
| 商品及び製品                                                                      | 3,674百万円  |
| 販売用不動産                                                                      | 2,335     |
| 仕掛品                                                                         | 101       |
| 原材料及び貯蔵品                                                                    | 1,939     |
| 3. 担保に供している資産及び対応する債務                                                       |           |
| (1) 担保に供している資産                                                              |           |
| リース投資資産                                                                     | 4,516百万円  |
| 投資有価証券                                                                      | 13,710    |
| 土地                                                                          | 38,937    |
| 建物及び構築物                                                                     | 21,284    |
| 販売用不動産                                                                      | 1,361     |
| (2) 対応する債務                                                                  |           |
| 長期借入金                                                                       | 46,932百万円 |
| 4. 事業用土地の再評価に関する事項                                                          |           |
| 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 |           |
| (1) 再評価の方法                                                                  |           |
| 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法のほか、一部の土地については同施行令第2条第3号に定める算定方法により算定しております。   |           |
| (2) 再評価を行った年月日                                                              |           |
| 当社：2000年3月31日及び2001年3月31日                                                   |           |
| 5. 圧縮記帳に関する事項                                                               |           |
| 建物、構築物、機械装置及び器具備品の取得価額から建設補助金等相当額152百万円を圧縮記帳しております。                         |           |

## Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         | 株式の種類    | 当連結<br>会計年度期首 | 増 加    | 減 少 | 当連結<br>会計年度末 |
|---------|----------|---------------|--------|-----|--------------|
| 発行済株式   | 普通株式（千株） | 11,344        | 11,344 | －   | 22,688       |
| 自己株式（注） | 普通株式（千株） | 277           | 1,394  | 109 | 1,562        |

- (注) 1. 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
 2. 発行済株式数の増加11,344千株は株式分割によるものです。  
 3. 自己株式の増加は、株式分割による増加277千株及び取締役会決議による取得1,110千株及び単元未満株式の買取り等による増加6千株であります。自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少109千株であります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決 議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 2025年5月20日<br>取締役会  | 普通株式  | 719             | 65                  | 2025年3月31日 | 2025年6月3日  |
| 2025年10月17日<br>取締役会 | 普通株式  | 759             | 35                  | 2025年9月30日 | 2025年12月1日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 予 定            | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-----------------|--------|---------------------|------------|-----------|
| 2026年5月22日<br>取締役会 | 普通株式  | 845             | 利益剰余金  | 40                  | 2026年3月31日 | 2026年6月5日 |

## Ⅶ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全確実を基本方針として、主として短期的な預金または安全性の高い株式等に限定しております。また、資金調達については銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために必要な範囲で金利スワップ取引を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産、電子記録債権、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理や残高管理を定期的に行い、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である営業未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資を目的とした資金調達であります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、必要な範囲でデリバティブ取引（金利スワップ取引）によりヘッジしております。

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次ベースでの資金繰計画を作成するなどの方法により当該リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当社の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価    | 差 額  |
|-----------------------|----------------|--------|------|
| (1) リース投資資産           | 5,026          | 4,492  | △534 |
| (2) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 27,245         | 27,245 | －    |
| 資産計                   | 32,271         | 31,737 | △534 |
| (3) 長期借入金             | 62,871         | 61,916 | △954 |
| (4) 社債                | 7,429          | 7,411  | △17  |
| 負債計                   | 70,301         | 69,328 | △972 |
| (5) デリバティブ取引          | 557            | 557    | －    |

（※1）「現金及び預金」については、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。「売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「営業未払金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（※2）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,259百万円）及び匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額2,604百万円）は、「(2) その他有価証券」には含めておりません。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、( )で示しております。

（注1）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金    | 8,028         | －                    | －                     | －             |
| 売掛金及び契約資産 | 9,175         | －                    | －                     | －             |
| 電子記録債権    | 481           | －                    | －                     | －             |
| リース投資資産   | 450           | 1,801                | 2,251                 | 5,700         |
| 合計        | 18,135        | 1,801                | 2,251                 | 5,700         |

（注）リース投資資産については、リース料債権部分の償還予定額を記載しております。

(注2) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 10,180        | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 長期借入金 | 5,476         | 3,698                | 7,499                | 3,715                | 6,789                | 35,691       |
| 社債    | 7,107         | 107                  | 107                  | 107                  | —                    | —            |
| 合計    | 22,763        | 3,806                | 7,606                | 3,823                | 6,789                | 35,691       |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分                | 時価 (百万円) |      |      |        |
|-------------------|----------|------|------|--------|
|                   | レベル1     | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 27,245   | —    | —    | 27,245 |
| デリバティブ取引          | —        | 557  | —    | 557    |
| 資産計               | 27,245   | 557  | —    | 27,802 |

## ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分      | 時価 (百万円) |        |       |        |
|---------|----------|--------|-------|--------|
|         | レベル1     | レベル2   | レベル3  | 合計     |
| リース投資資産 | －        | －      | 4,492 | 4,492  |
| 資産計     | －        | －      | 4,492 | 4,492  |
| 長期借入金   | －        | 61,916 | －     | 61,916 |
| 社債      | －        | 7,411  | －     | 7,411  |
| 負債計     | －        | 69,328 | －     | 69,328 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## (1) リース投資資産

元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル3に分類しております。

## (2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1に分類しております。

## (3) 長期借入金 (一年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額 (\*) を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。

(\*) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金 (下記 (5) 参照) については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

## (4) 社債 (一年以内に償還予定の社債を含む)

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき算定し、市場価格のない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。

## (5) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております (上記 (3) 参照)。

## VIII. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設及び賃貸倉庫を所有しております。なお、賃貸オフィスビル及び賃貸倉庫の一部については、当社及び一部の子会社を使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 用 途                    | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価    |
|------------------------|----------------|--------|
| 賃貸等不動産                 | 47,216         | 75,678 |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 21,104         | 29,822 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,007円40銭

2. 1株当たり当期純利益 255円13銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 5,498百万円

普通株主に帰属しない金額 -百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 5,498百万円

普通株式の期中平均株式数 21,550,139株

(注) 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

## X. 企業結合に関する注記

(企業結合等関係)

(株式会社ヤマタネドキュメントマネジメントの株式取得による企業結合)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、阪急阪神エステート・サービス株式会社（以下、「H H E S」）及びH H E Sの100%子会社である株式会社キョクトウ（以下、「キョクトウ」）が運営するアーカイブ事業を譲り受けることを決議し、2025年4月22日付で株式譲渡契約を締結し、2025年7月1日に全株式を取得いたしました。本事業の譲受では、H H E Sが100%子会社として株式会社ヤマタネドキュメントマネジメント（以下、「Y D M」）を設立し、本事業を吸収分割の方法で承継させた上で、当社がY D Mの全株式を取得しております。なお、キョクトウは、Y D Mの100%子会社となっております。

### 1. 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ヤマタネドキュメントマネジメント・株式会社キョクトウ  
事業の内容 アーカイブ事業・文書管理コンサルティング事業・文書電子化事業

#### ②企業結合を行った主な理由

当社グループは物流・食品・情報・不動産の4事業を柱としており、物流部門においては物流センターを首都圏・近畿圏に構え、倉庫業を中心とする総合物流サービスを展開しております。また、アーカイブ事業を注力すべきコア事業領域と位置付けております。

H H E Sは文書保管・文書電子化作業・機密文書廃棄事業を軸に、関西を中心としてアーカイブ事業の拡大を実現しており、長年の事業運営で培ったノウハウや技術力、経験を備えた人材を多数有しております。また、文書管理コンサルティング事業・文書電子化事業を営むキョクトウを子会社として保有しております。

今回の株式取得により、当社グループ全体として、人財の活用・確保、保有する設備の有効活用などを含めた事業拡大が可能であり、関東・関西においてより大規模なアーカイブ事業の展開を実現できると考えております。

これらを総合的に勘案した結果、更なる収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、株式取得を行うこととしました。当社グループとY D M及びキョクトウの強みを結集し、生産性の向上及び事業の拡大を図ってまいります。

#### ③企業結合日

株式取得日2025年7月1日

#### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### ⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とする株式取得により議決権の100%を取得することによるものであります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間  
2025年7月1日から2026年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |          |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 1,688百万円 |
| 取得原価  |    | 1,688百万円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 37百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

106百万円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却。事業計画に基づく投資の回収期間を考慮した期間としております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 324 百万円   |
| 固定資産 | 1,401 百万円 |
| 資産合計 | 1,725 百万円 |
| 流動負債 | 51 百万円    |
| 固定負債 | 92 百万円    |
| 負債合計 | 143 百万円   |

7. 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

連結損益計算書に及ぼす概算金額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

#### (有限会社農産ベストパートナーの株式取得による企業結合)

当社は、2025年6月6日開催の経営会議において、有限会社農産ベストパートナー（以下「農産ベストパートナー」）の全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付けで株式譲渡契約書を締結し、2025年8月1日付で全株式を取得いたしました。また、同社の関連会社である株式会社しん力(以下「しん力」)についても、農産ベストパートナーが全株式を取得しております。

### 1. 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 有限会社農産ベストパートナー・株式会社しん力

事業の内容 米穀・穀物の加工及び販売、野菜・果物・畜産物の卸売、輸入及び販売

#### ②企業結合を行った主な理由

当社グループは、1924（大正13）年の創業以来「安全」「安心」「良食味」のお米を提供するため、全国の産地と連携し、強固な関係を構築してまいりました。コーポレートメッセージとして「[続く]を支える。」を掲げており、サステナビリティ方針の取組み重点テーマである「地域コミュニティ及び生産地と農業の発展」のもと、持続可能な農業の実現に寄与するための事業を推進しています。また、本年度よりスタートした中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」では、食品カンパニーにおける事業戦略としてバリューチェーンの拡大を目指しており、川下戦略として新規顧客の開拓を進めております。

農産ベストパートナー及びしん力（以下、両社）は、熊本県を中心とした九州産のお米を年間約4,000トン取り扱うコメ卸・販売事業者です。特に「こめたつ」というECブランドにおいてお米を中心とした販売に強みを持ち、楽天市場の「米部門大賞」を通算7度受賞するなど、業界内で確かな評価と地位を確立しています。

今回、両社を子会社化することにより、農産ベストパートナーが持つECサイト運営ノウハウを取り入れることで、当社グループが楽天市場を中心に展開するおコメを販売する「米すたいる」及び業務用冷凍食品を販売する「フーデリッシュ」というECブランドも含めた、グループ全体のEC事業の強化を図ります。また、両社を拠点とした西日本への事業拡大及び両社で取り扱う商品を当社グループの販路に展開することによる事業規模の拡大も見込まれます。

#### ③企業結合日

株式取得日2025年8月1日

#### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

有限会社農産ベストパートナーは株式会社となっております。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とする株式取得により議決権の100%を取得することによるものであります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間  
2025年8月1日から2025年12月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |        |
|-------|----|--------|
| 取得の対価 | 現金 | 800百万円 |
| 取得原価  |    | 800百万円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 43百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

412百万円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却。事業計画に基づく投資の回収期間を考慮した期間としております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |       |     |
|------|-------|-----|
| 流動資産 | 1,419 | 百万円 |
| 固定資産 | 314   | 百万円 |
| 資産合計 | 1,733 | 百万円 |
| 流動負債 | 1,155 | 百万円 |
| 固定負債 | 190   | 百万円 |
| 負債合計 | 1,346 | 百万円 |

7. 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

|                     |       |     |
|---------------------|-------|-----|
| 営業収益                | 2,622 | 百万円 |
| 営業利益                | 282   | 百万円 |
| 経常利益                | 282   | 百万円 |
| 税金等調整前当期純利益         | 214   | 百万円 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 107   | 百万円 |
| 1株当たり当期純利益          | 4.97  | 円   |

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始日の日に完了したと仮定し、被取得企業の2025年1月1日から2025年7月31日における損益計算書を元に算出した営業収益と損益情報に、のれんの償却を見込んだ金額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

## XI. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

|               | 物流関連   | 食品関連   | 情報関連  | 不動産関連 | 合計     |
|---------------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 国内物流          | 19,448 | —      | —     | —     | 19,448 |
| 国際物流          | 3,686  | —      | —     | —     | 3,686  |
| 玄米卸売販売        | —      | 6,164  | —     | —     | 6,164  |
| 精米卸売販売        | —      | 26,731 | —     | —     | 26,731 |
| 加工食品卸売販売      | —      | 19,357 | —     | —     | 19,357 |
| 食品小売販売        | —      | 2,031  | —     | —     | 2,031  |
| システム開発、保守等    | —      | —      | 1,594 | —     | 1,594  |
| 棚卸支援機器レンタル    | —      | —      | 83    | —     | 83     |
| その他           | 1,511  | 1,997  | 29    | 100   | 3,639  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 24,646 | 56,282 | 1,706 | 100   | 82,736 |
| その他の収益        | 1,433  | —      | —     | 4,504 | 5,937  |
| 外部顧客への売上高     | 26,079 | 56,282 | 1,706 | 4,604 | 88,674 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「I.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (8) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

|               | 当連結会計年度 |       |
|---------------|---------|-------|
|               | 期首残高    | 期末残高  |
| 顧客との契約から生じた債権 | 9,711   | 9,562 |
| 契約資産          | 2       | 20    |

契約資産は、期末時点で履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した未請求のシステム開発に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

| 資産の部            |                | 負債の部             |                |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| 科目              | 金額             | 科目               | 金額             |
| <b>流動資産</b>     | <b>21,484</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>28,418</b>  |
| 現金及び預金          | 3,286          | 営業未払金            | 2,892          |
| 電子記録債権          | 476            | 短期借入金            | 8,500          |
| 営業未収金           | 5,875          | 一年以内に返済予定の長期借入金  | 5,336          |
| リース投資資産         | 4,516          | 一年以内に償還予定の社債     | 7,107          |
| 販売用不動産          | 2,335          | リース債務            | 8              |
| 商品及び製品          | 509            | 未払金              | 456            |
| 仕掛品             | 101            | 未払費用             | 811            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,909          | 未払法人税等           | 1,568          |
| 前払金             | 256            | 前受金              | 155            |
| 前払費用            | 377            | その他              | 1,581          |
| 短期貸付金           | 728            | <b>固定負債</b>      | <b>75,118</b>  |
| その他             | 1,217          | 社債               | 322            |
| 貸倒引当金           | △106           | 長期借入金            | 56,915         |
| <b>固定資産</b>     | <b>138,227</b> | リース債務            | 15             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>93,619</b>  | 再評価に係る繰延税金負債     | 4,954          |
| 建物              | 27,448         | 繰延税金負債           | 5,298          |
| 構築物             | 958            | 退職給付引当金          | 803            |
| 機械装置            | 1,326          | 受入保証金            | 4,336          |
| 車両運搬具           | 55             | 資産除去債務           | 2,346          |
| 器具備品            | 5,219          | その他              | 125            |
| 土地              | 58,274         | <b>負債合計</b>      | <b>103,537</b> |
| リース資産           | 207            | <b>純資産の部</b>     |                |
| 建設仮勘定           | 128            | <b>株主資本</b>      | <b>38,118</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,106</b>   | 資本金              | 10,555         |
| 借地権             | 812            | 資本剰余金            | 4,065          |
| その他             | 294            | 資本準備金            | 3,775          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>43,501</b>  | その他資本剰余金         | 289            |
| 投資有価証券          | 26,763         | <b>利益剰余金</b>     | <b>26,517</b>  |
| 関係会社株式          | 11,789         | 利益準備金            | 2,041          |
| 長期貸付金           | 2,521          | その他利益剰余金         | 24,475         |
| その他             | 2,710          | 別途積立金            | 1,000          |
| 貸倒引当金           | △284           | 固定資産圧縮積立金        | 371            |
| <b>繰延資産</b>     | <b>18</b>      | 繰越利益剰余金          | 23,103         |
| 社債発行費           | 18             | 自己株式             | △3,019         |
|                 |                | 評価・換算差額等         | 18,074         |
|                 |                | その他有価証券評価差額金     | 14,366         |
|                 |                | 土地再評価差額金         | 3,325          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益          | 381            |
|                 |                | <b>純資産合計</b>     | <b>56,192</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>159,729</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>159,729</b> |

# 損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

| 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|
| <b>I. 営業収益</b>         | <b>61,247</b> |
| 物流部門収益                 | 22,059        |
| 食品部門収益                 | 34,533        |
| その他事業部門収益              | 4,654         |
| <b>II. 営業原価</b>        | <b>51,435</b> |
| 荷役作業費                  | 2,865         |
| 賃借料                    | 2,330         |
| 人件費                    | 1,976         |
| 租税公課                   | 840           |
| 減価償却費                  | 2,011         |
| 商品原価                   | 28,981        |
| その他                    | 12,428        |
| <b>営業総利益</b>           | <b>9,811</b>  |
| <b>III. 販売費及び一般管理費</b> | <b>5,219</b>  |
| <b>営業利益</b>            | <b>4,592</b>  |
| <b>IV. 営業外収益</b>       | <b>1,043</b>  |
| 受取利息                   | 66            |
| 受取配当金                  | 839           |
| その他                    | 137           |
| <b>V. 営業外費用</b>        | <b>1,330</b>  |
| 支払利息                   | 848           |
| その他                    | 482           |
| <b>経常利益</b>            | <b>4,305</b>  |
| <b>VI. 特別利益</b>        | <b>3,385</b>  |
| 投資有価証券売却益              | 1,610         |
| 受取補償金                  | 1,773         |
| その他                    | 1             |
| <b>VII. 特別損失</b>       | <b>957</b>    |
| 固定資産除却損                | 340           |
| 固定資産売却損                | 15            |
| 投資有価証券評価損              | 77            |
| 減損損失                   | 439           |
| 契約違約金                  | 79            |
| その他                    | 5             |
| <b>税引前当期純利益</b>        | <b>6,733</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 2,150         |
| 法人税等調整額                | △260          |
| <b>当期純利益</b>           | <b>4,843</b>  |

## 株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |               |           |                 |                   |             |               |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------|-----------------|-------------------|-------------|---------------|---------|-------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金 |                 |                   |             |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 本 資 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                   |             | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
|                         |         |           |                 |               |           | 別 途 積 立 金       | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 繰 上 益 剰 余 金 |               |         |             |
| 2025年4月1日残高             | 10,555  | 3,775     | 200             | 3,975         | 2,041     | 1,000           | 375               | 19,722      | 23,139        | △536    | 37,135      |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                 |               |           |                 |                   |             |               |         |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |                 |               |           |                 |                   | △1,479      | △1,479        |         | △1,479      |
| 当期純利益                   |         |           |                 |               |           |                 |                   | 4,843       | 4,843         |         | 4,843       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |           |                 |               |           |                 | △4                | 4           | -             |         | -           |
| 自己株式の取得                 |         |           |                 |               |           |                 |                   |             |               | △2,640  | △2,640      |
| 自己株式の処分                 |         |           | 89              | 89            |           |                 |                   |             |               | 157     | 246         |
| 土地再評価差額金の取崩額            |         |           |                 |               |           |                 |                   | 13          | 13            |         | 13          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |                 |               |           |                 |                   |             |               |         |             |
| 事業年度中の変動額合計             |         |           | 89              | 89            |           |                 | △4                | 3,381       | 3,377         | △2,483  | 983         |
| 2026年3月31日残高            | 10,555  | 3,775     | 289             | 4,065         | 2,041     | 1,000           | 371               | 23,103      | 26,517        | △3,019  | 38,118      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |              |                | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|---------|--------------|----------------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 2025年4月1日残高             | 11,672           | 197     | 3,326        | 15,196         | 52,332 |
| 事業年度中の変動額               |                  |         |              |                |        |
| 剰余金の配当                  |                  |         |              |                | △1,479 |
| 当期純利益                   |                  |         |              |                | 4,843  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |                  |         |              |                | -      |
| 自己株式の取得                 |                  |         |              |                | △2,640 |
| 自己株式の処分                 |                  |         |              |                | 246    |
| 土地再評価差額金の取崩額            |                  |         |              |                | 13     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 2,694            | 184     | △1           | 2,877          | 2,877  |
| 事業年度中の変動額合計             | 2,694            | 184     | △1           | 2,877          | 3,860  |
| 2026年3月31日残高            | 14,366           | 381     | 3,325        | 18,074         | 56,192 |

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産…個別法

商品及び製品…個別法又は移動平均法

仕掛品…個別法

原材料…個別法

貯蔵品…個別法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
5. 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
    - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生  
の翌事業年度より費用処理することとしております。
7. ヘッジ会計の方法
  - (1) ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
  - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：金利スワップ  
ヘッジ対象：変動金利借入金

- (3) ヘッジ方針  
個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
8. 重要な収益及び費用の計上基準
- (1) ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準  
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (2) 収益の計上基準
- ①国内物流に係る収益  
国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・入出庫作業・流通加工及び配送業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。
- ②国際物流に係る収益  
国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。
- ③玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益  
玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、過去の実績に基づく最頻値法を用いて変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。  
履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
減損損失 439百万円 有形及び無形固定資産 94,726百万円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

当社における減損会計の適用に当たっては、主としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候は、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、時価が著しく下落した場合、事業の廃止、再編など重要な意思決定がされた場合等に、兆候があると判断しております。

減損の認識については、減損の兆候があると判断した資産グループの利益計画等に基づく回収期間における割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）と帳簿価額の差額を減損損失としております。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づき、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額をもとに見積もっております。

#### ②主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、比準価格であります。比準価格は取引事例をもとに算定しております。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である比準価格の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌事業年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化及び経済情勢や市況の変化があった場合は、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 関係会社に対する債権・債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,135百万円 |
| 長期金銭債権 | 2,721    |
| 短期金銭債務 | 789      |
| 長期金銭債務 | 74       |

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,489百万円

#### 3. 担保に供している資産及び対応する債務

##### 担保に供している資産

|         |          |
|---------|----------|
| リース投資資産 | 4,516百万円 |
| 投資有価証券  | 13,710   |
| 土地      | 38,238   |
| 建物      | 21,233   |
| 販売用不動産  | 1,361    |

その他、子会社の所有不動産（土地 235百万円、建物 0百万円）を担保に差入れています。

##### 上記に対応する債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 46,859百万円 |
|-------|-----------|

#### 4. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法に基づき、標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日…2000年3月31日及び2001年3月31日

### Ⅳ. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

|            |        |
|------------|--------|
| 営業収益       | 457百万円 |
| 仕入高        | 8,047  |
| その他の営業取引高  | 573    |
| 営業取引以外の取引高 | 219    |

### Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増加    | 減少  | 当事業年度末 |
|----------|---------|-------|-----|--------|
| 普通株式(千株) | 277     | 1,394 | 109 | 1,562  |

(注1) 自己株式の増加は、株式分割による増加277千株及び市場買付による増加1,110千株、単元未満株式の買取り等による増加6千株であります。  
自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬による減少109千株であります。

## VI. 税効果会計に関する注記

## 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

## 繰延税金資産

|              |       |
|--------------|-------|
| 未払役員退職慰労金    | 5百万円  |
| 退職給付引当金      | 272   |
| 未払賞与         | 161   |
| 減価償却限度超過額    | 159   |
| 未払事業所税       | 15    |
| 未払事業税        | 149   |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 123   |
| 減損損失累計額      | 371   |
| 資産除去債務       | 739   |
| 棚卸資産評価損      | 99    |
| その他          | 463   |
| 繰延税金資産小計     | 2,562 |
| 評価性引当額       | △519  |
| 繰延税金資産合計     | 2,043 |

## 繰延税金負債

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △471   |
| 固定資産圧縮積立金       | △121   |
| 繰延ヘッジ損益         | △175   |
| その他有価証券評価差額     | △6,555 |
| その他             | △17    |
| 繰延税金負債合計        | △7,341 |
| 繰延税金負債の純額       | △5,298 |

## 再評価に係る繰延税金資産

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 土地の再評価に係る繰延税金資産 | 2,347  |
| 評価性引当額          | △2,339 |
| 再評価に係る繰延税金資産計   | 8      |
| 再評価に係る繰延税金負債    |        |
| 土地の再評価に係る繰延税金負債 | △4,954 |
| 再評価に係る繰延税金負債計   | △4,954 |
| 再評価に係る繰延税金負債純額  | △4,946 |

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円未満切捨)

| 種類  | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係       | 取引の内容        | 取引金額  | 科目          | 期末残高  |
|-----|----------------|----------------|-----------------|--------------|-------|-------------|-------|
| 子会社 | (株)ヤマタネロジスティクス | 所有<br>直接 100%  | 当社の貨物運送取扱業務委託   | 運送業務等の委託(注1) | 4,850 | 営業未払金       | 497   |
|     |                |                |                 | 貸付金の利息(注2)   | 7     | 短期貸付金       | 584   |
|     | (株)ショクカイ       | 所有<br>直接 100%  | 当社と連携し食品卸売業務の運営 |              |       | 流動資産<br>その他 | 345   |
|     |                |                |                 | 貸付金の利息(注2)   | 52    | 長期貸付金       | 2,142 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引価格については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

## Ⅷ. 1 株当たり情報に関する注記

|                                  |             |
|----------------------------------|-------------|
| 1. 1 株当たり純資産額                    | 2,659円93銭   |
| 2. 1 株当たり当期純利益                   | 224円74銭     |
| 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 |             |
| 損益計算書上の当期純利益                     | 4,843百万円    |
| 普通株主に帰属しない金額                     |             |
| 普通株式に係る当期純利益                     | 4,843百万円    |
| 普通株式の期中平均株式数                     | 21,550,139株 |

(注) 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

## Ⅸ. 企業結合に関する注記

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社 ヤマタネ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 島藤 章太郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大沼 健二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマタネ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社 ヤマタネ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 島藤 章太郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大沼 健二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員、内部監査部門その他使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社ヤマタネ 監査等委員会

常勤監査等委員 平 田 実 ㊞

監査等委員 内 藤 潤 ㊞

監査等委員 松 沢 玲 子 ㊞

(注) 監査等委員内藤潤及び松沢玲子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町7番1号  
KABUTO ONE 4階 HALL&CONFERENCE  
電話 (03) 6231-0567



## <交通のご案内>

- 地下鉄 東京メトロ東西線・日比谷線  
「茅場町」駅 11番出口直結
- 東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線  
「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分
- 東京メトロ丸ノ内線  
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分
- JR線 JR線  
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分

※会場には駐車場のご用意がございませんので、ご了承ください。

